令和７年第５回若狭町議会定例会会議録（第２号）

令和７年９月８日若狭町議会第５回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

１．出席議員（１４名）

１番	中村美穂 議員	２番	檜鼻貴博 議員
３番	速水真由子 議員	４番	松本弘康 議員
５番	久保幸子 議員	６番	岩本克己 議員
７番	谷川暢一 議員	８番	川島富士夫 議員
９番	倉谷　明 議員	１０番	増井文雄 議員
１１番	藤田正美 議員	１２番	熊谷勘信 議員
１３番	辻岡正和 議員	１４番	北原武道 議員

２．欠席議員

なし

３．職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長　旭　明男　　書記　堀田美名子

４．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮　毅	総務課長	竹内　正
会計課長	石倉治夫	観光まちづくり課長	池田和哉
税務住民課長	松宮登志次	環境安全課長	中村辰也
福祉課長	中村和幸	子育て支援課長	原田太輔
健康医療課長	田中啓司	建設課長	飛永浩志
上下水道課長	宮田雅秋	農林水産課長	岸本晃浩
パレア文化課長	中西みや子	歴史文化課長	吉村卓也
教育委員会事務局長	山本裕之		

５．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　一般質問

（午前　９時１４分　開会）

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第１　会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１４番、北原武道議員、１番、中村美穂議員を指名します。

～日程第２　一般質問～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第２、一般質問を行います。

一般質問は８名の皆さんから通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いいたします。

一般質問の順序は、５番、久保幸子議員、８番、川島富士夫議員、９番、倉谷　明議員、６番、岩本克己議員、２番、檜鼻貴博議員、１番、中村美穂議員、３番、速水真由子議員、１４番、北原武道議員の順に質問を許可します。

５番、久保幸子議員。

久保幸子議員の質問時間は、１０時１７分までとします。

○５番（久保幸子議員）

皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

まず１点目の質問ですが、部活動の地域移行についてお伺いいたします。

国の指針によりますと、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保するとともに、少子化でも将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続的に親しむことができる機会を確保していく方針が取られています。

また、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上、自己実現、活力ある社会と絆の強い社会をつくり、部活動の意義の継承、発展、新しい価値の創出、子どもや大人、

高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込むことで、ウェルビーイング（よりよく生きる）を実現するまちづくりの推進もうたわれております。

加えて、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消する方向の下、体制整備事業が進められてきました。また、文化・芸術活動においても同様の方針が示されております。

この状況を踏まえて、初めに、令和８年度から完全移行となる部活の地域移行に際し、今後の方向性及び学校側と生徒、行政との連携について、どのような仕組みを想定し、準備されているのか、教育長のお考えをお聞かせいただければと存じます。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では平成３０年に、生徒にとっても指導者にとっても安全で充実した活動となるように「若狭町部活動ガイドライン」を作成しておりますが、令和４年１２月に、国が「学校部活動及び新たな地域クラブ部活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、令和５年３月に、福井県が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を公表したことに伴い、令和５年度に、「若狭町部活動ガイドライン」を全面的に改訂し、部活動の地域移行の取組を進めてまいりました。

受入れ体制の整備状況としましては、令和５年度に１団体、令和６年度に１団体の整備が完了し、今年度は８団体の体制整備を予定しております。

令和８年度以降の休日の部活動完全移行に向けて、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、学校・地域クラブ・行政が連携・協働して取り組んでいきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁していただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、今後の方向性及び学校、地域クラブ、行政との連携について御説明いたします。

まず、今後の方向性についてですが、令和５年度に開催しました若狭町部活動地域移

行検討委員会において、若狭町の休日の部活動については段階的に学校管理下における部活動を削減することとしております。

具体的には、今年度は月に３回は休日に部活動を行わない週を設定しており、令和８年度以降は休日の部活動は行わないこととしております。

これに伴いまして、平日は今まで同様に学校の部活動で活動し、休日の部活動については地域に移行し、生徒が希望する地域クラブで活動することになります。

なお、休日における部活動地域移行につきましては、教員、部活動指導員、保護者、スポーツ団体関係者などの理解、御協力をいただき、三方・上中両中学校の全ての部活動において受皿となっていただける地域クラブが決定しておりますので、令和８年度以降は地域クラブとして活動できる体制が整っております。

次に、学校・地域クラブ・行政の連携についてですが、活動方針や活動状況、施設の使用等、関係者が情報共有を行える組織を整備していくとともに、連絡・調整に係るマニュアルを作成し、三者が連携できる体制を構築していきたいと考えております。

また、希望する地域クラブに生徒が自由に選択・参加できるよう、生徒や保護者の方に新１年生保護者説明会等で丁寧に説明を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

受入れ体制の現状を見ますと、若狭町はなかなか先進的でございまして、既に２団体、今年度予定されている８団体、合わせて１０団体もの整備を予定されているとのことでした。

移行先である地域クラブのこれまでの活動と御尽力に、心より感謝申し上げます。

今後、学校、地域クラブ、行政が連携・協働して取り組む方向を取っておられるとのこと。マニュアル作成など可視化できる体制の構築によって、生徒はもちろんのこと、関わる全ての人が安心し、安全な活動を行えることを強く望んでおります。

次の質問でございます。

運動部や文化部が地域移行することで必要になる移動手段についてお伺いいたします。

全ての生徒が希望する部活動に参加できるか否かは、一つには送迎の問題があるように思われます。大会などに向かう安心で安全な交通手段を明確にしておく必要があるのではないかと考えます。

また、部活動の登下校時や練習試合での交通事故や、痴漢などの人的被害など、台風、雪などの自然災害時に対応する責任体制はどのようにお考えですか。

被害を出さない、防ぐためにも、誰がまず責任を持ち、対応されていくのかをはっきりさせておく必要があるのではないでしょうか。

また、部活動についても交通手段の環境整備が急務と考えられていますが、その対策をどのように進められているのかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

地域移行に伴う移動手段については、本町における地域クラブの活動場所は、ほとんどの地域クラブが学校の部活動と同じ場所で活動していることから、地域移行後の生徒の送迎等については、従来の学校部活動と同様に、徒歩や自転車または保護者による送迎を基本としつつ、大会などへ参加する場合は、学校部活動と同様に貸切バスや公共交通機関での安心・安全な移動を確保してまいります。

活動時の事故や災害への対応については、活動の主体となる地域クラブが第一義的な責任を負うこととなります。そのため、町としては全ての地域クラブに対し、スポーツ安全保険などの賠償責任保険への加入を義務づけることを検討しております。

また、万が一事故や災害が発生した際には、指導者、地域クラブ、学校、行政が迅速に連携し、対応できるような緊急連絡体制を構築してまいります。

これらの安全対策と責任体制を明確にすることで、生徒が安心して活動に参加できる環境を整備してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

失礼いたしました、ありがとうございました。

地域移行後のクラブ活動の場所が従来と同様であることに加え、安全対策や責任体制を明確にして環境整備を行っていただければ、生徒もその御家族も安心して参加できることと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問でございます。

部活動を地域移行することで、より専門性の高い指導を受けられるようになると予想

されます。

したがって、今以上にレベルの高い大会への出場・出展が決まった生徒が出た場合、特に御家庭や移行先の指導者、学校関係者の引率などへの予算の確保が必要でないかと考えられます。

遠征も含めて、短期、中長期的な国や県からの制度的な案内や、対応を受けるに当たってどのような指導等が整備・準備されているのかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

地域移行により、専門性の高い指導者の下で活動レベルが向上し、全国大会等のより高いレベルの大会へ出場する機会が増えることが期待され、それに伴う遠征費などの費用負担の増大は重大な課題と認識しております。

現在、国においては、地域クラブ活動の推進を目的とした補助制度が設けられており、本町としても、これらの財源を最大限に活用してまいります。

県におきましても同様の補助制度があり、市町への支援が行われております。

本町といたしましては、これら国・県の補助金を活用することはもとより、大会出場に係る生徒の交通費や宿泊費の補助、バス運行費に係る補助は、部活動と同様の町の支援を行っていきたいと考えております。

今後も国・県の支援策等の動向を注視しながら、財源を確保するとともに、短期的な対応と中長期的な制度設計の両面から、生徒と指導者が安心して活動に打ち込める環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

何をするにも財源の確保が重要になります。国の補助金制度を最大限に活用していただき、環境が整備されることで、関わる全ての人が安心して活動に打ち込み、生徒たちが心身ともにさらなる高みを目指していけるよう、今後も期待しております。

教育委員会への質問といたしまして、最後となりますがよろしくお願いいたします。

地域移行に伴って、求められる部活動を支える人材育成や仕組みの整備について、どのように準備されているのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本町では全ての部活動において、地域クラブの受皿が決まっている段階ではございますが、今後は指導者の量と質を安定的に確保し、育成していく仕組みづくりが不可欠と考えております。

町の部活動ガイドラインでは、指導者の「質の保障」と、「量の確保」について定めております。

「質の保障」については、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は生徒の多様なニーズに応えられるように、指導者の養成や資質向上の取組を進めるとしております。

また、「量の確保」については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体はスポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、教師等の兼職兼業、企業関係者等、様々な関係者から指導を確保する。また、スポーツ・文化芸術団体等に協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるとしております。

本町としましてはこのガイドラインに基づき、県の指導者・リーダー養成研修事業等を活用した人材育成や、指導者の幅広い募集による地域クラブとのマッチングなどに取り組み、指導者の育成及び人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

来年度から完全地域移行に当たり、国や県のガイドラインも最終的に改定があるとお聞きしております。関係各所と連携しながら、町の部活動ガイドラインの内容も最終調整くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、２点目でございます。

若狭町における防災体制について質問させていただきます。

まず一つ目に、若狭町地域防災計画、第６節　計画の基本方針（防災ビジョン）には、以下の条文が挙げられています。

すなわち、町民の生命及び財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視

点の下、本町における防災施策の基本理念を「防災まちづくり」とする。

防災まちづくりとして、町は災害に強い町並みの整備（構造的対策）と防災体制の強化を推進するとともに、防災行動力の向上を図ることで、「防災まちづくり」を目指した防災施策を総合的に推進する。耐震・安全性の確保の促進、建物の耐震性及び耐火性の推進、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号）による対象建物は耐震住宅等の耐震・耐火調査及び補強工事を推進する、とあります。

ところで、若狭町における防災体制の現状は本部を三方庁舎に据えるものと認識しております。

そこで、この建物自体が強い耐震構造を備えているのか、さきの防災体制を実行する機能が十分に果たせるのかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、三方庁舎の耐震性ですが、平成３０年度に実施しました耐震診断におきまして、Ｃ判定、緊急度Ｂという結果が出ております。

このＣ判定では、現状のままでもおおむね庁舎の機能を果たすとされております。

しかし、震度６強から震度７程度の非常に大きな地震の際にあっては、その振動や衝動によって、柱や壁などに相当の被害が生じることが予想されるため、最悪の事態を想定し、耐震性が確保された防災拠点が必要であると考えます。

今後は、災害時の庁舎の災害対策拠点施設としての機能強化や、役場の業務継続性の確保に向けて検討するとともに、災害に強い体制を構築する必要があると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

地震や風水害は毎年のようにどこかで発生しております。特に南海トラフのような巨大地震が発生した場合、若狭町にも被害が及ぶおそれがあります。

最悪の場合を想定して、庁舎一本化も含めた災害に強い体制の構築について、若狭町行政と消防署、警察署など、関係各位が災害発生後直ちに災害対策本部として機能させることが可能な、よりよい庁舎となることを大いに期待しております。

続きまして、災害対策本部以下、各地区では災害に応じて避難所を開設する計画となっておりますが、建物を利用する際に必要な鍵の管理や、災害状況や物資などに関する本部との連絡体制はどのように整備されているのかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

災害における避難所開設につきましては、災害の種類や規模によって第１配備と第２配備の二つのパターンを想定しております。

台風接近により町内で相当程度の被害が生じる見込みである場合の自主避難や、水害・土砂災害の危険性が高まることで高齢者等避難を発令した場合には、第１配備として三方地域はリブラ若狭、上中地域は歴史文化館を避難所として指定しております。

また、水害・土砂災害により高齢者等避難の発令後に避難指示を発令した場合や、地震災害により避難指示を発令した場合には、第２配備として三方地域ではみそみ小学校、旧明倫小学校、リブラ若狭、気山小学校、梅の里小学校、みさきちを、上中地域では鳥羽小学校、上中小学校、旧熊川小学校、三宅小学校、野木小学校を避難所として指定しております。

なお、避難所開設に当たっては避難所班として町職員が配置されており、鍵の管理や防災倉庫からの避難所運営資機材などの運搬などを行い、避難所内の住民組織の協力も得ながら、避難者の受付、避難所に配布された食料等物資の管理、トイレその他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理などを行うこととしております。

避難所開設後も災害対策本部等と緊密な連絡体制を確保しながら、避難所の安全管理や運営を行い、被災者に過度の負担がかからないよう配慮するとともに、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、寄り添うこととしております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

地域の避難所と災害対策本部間の緊密な連絡体制は住民の命綱であり、情報が何も得られないというのは恐怖でしかありません。

そこで、様々な通信機能を検討していただき、住民の命を守っていただきますようお

願いいたします。

続きまして、若狭町防災計画を参照しますと、地域づくりや区の役員等が主となって、各地区の避難所運営を行うとなっております。また、集落では行政が準備している災害ごとのハザードマップを確認し、避難計画をされているはずですが、集落の住民のみが認識しているリアルタイムの災害状況や避難経路があるのではないかとも予想されます。

行政としては、今後、どのような知識をどのように災害計画に落とし込み、生かされるのか、お考えがあれば具体的にお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では洪水や地震など、各種ハザードマップを整備し、町ホームページで情報を公開しているところです。

議員御指摘のとおり、集落の住民のみが認識しているリアルタイムの災害情報や、避難経路なども存在する可能性はあるのかもしれません。

町と情報共有できる有益な情報がございましたら、提供をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

町では今年度、集落の立地や生活環境などの特性や実情、その地域で想定される災害種別や被害などの災害危険性を踏まえた、住民主体の集落独自の防災マップ作成を支援するという取組を実施いたします。

これにより、集落の住民が災害情報を共有するとともに、住民の防災意識が向上し、集落としての防災力向上を図ることを目的としております。

今年度は、モデル的に３地区１２集落において実施する計画となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

最後の質問になりますが、よろしくお願いいたします。

今回のハザードマップの作成についてですが、海、山、平野側の３地域に分けて、集落ごとのハザードマップを作成する計画が予定されているとお聞きしております。

今後、どのように危険区域や予想される災害の深刻度を分析し、若狭町の全集落ごとに周知していく予定がおありか、計画があればお聞かせください。

また、集落ごとのハザードマップに掲載した内容を若狭町全体のハザードマップに統合し、災害分析の対象とすることを想定するとき、どのような運用をすべきとお考えか、併せてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

今回の集落防災マップ作成支援事業につきましては、まず、各集落代表の方５名程度を対象に外部講師による研修会を実施します。

後日、住民と集落内を歩きながら、講師の指導の下、町のハザードマップと照らし合わせて、土砂崩れや浸水の際の家屋の被害想定、また、過去に災害が発生した箇所、崩れそうなブロック塀や水路の状況などを確認し、見つけた危険箇所を地図上に記入していきます。

そして、集落内を歩いて得た危険箇所などを集約し、住民が話し合いながら集落の実情に合った防災マップを作成するもので、併せてマップのデジタル化を行うものです。

今回はモデル的に３地区１２集落を対象に実施しますが、その後はその結果を検証し、各集落に展開をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようにお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

久保議員。

○５番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

住民主体の集落独自の防災マップ作成は、防災意識を高めることにおいて効果的だと思います。ぜひ、若狭町全集落でそれぞれのハザードマップ作成が行えるよう、今後も期待してまいります。

なお、締めくくりに一言申し上げますと、さきに質問をさせていただきました部活動の地域移行についても、若狭町における地域ごとの災害対策訓練など防災対策についても、マニュアル化された基準の下で行う、日々の訓練を繰り返し、能力を向上させなければならないという点では同じかと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

８番、川島富士夫議員。

川島富士夫議員の質問時間は、１０時４６分までとします。

○８番（川島富士夫議員）

皆様、おはようございます。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で３点質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、大項目の１点目です。

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査について幾つか伺います。

学校施設というものは、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たします。特に体育館は、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要であります。

文部科学省では、避難所に必要な防災機能設備等の確保状況の把握を目的に、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査を全国の公立学校に向けて実施をしております。そして昨年、令和６年１１月１日現在での状況が取りまとめられ、先般、公表をされました。

本町もこの調査に参加をされたと思いますので、どのようなお答えをされたのかお伺いをします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本年６月２５日に文部科学省から発表されました、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果は、全国の公立学校を対象に令和６年１１月１日時点の状況を取りまとめられたものであり、本町におきましても小・中学校１１校について、この調査に回答いたしました。

主な設問項目に対する本町の回答について、全国、福井県の平均割合と比較しながら御説明いたします。

問い、避難所に指定されている学校数については、全国９４．９％、福井県９８．４％、本町は全て指定されていることから１００％です。

問い、非常用発電機等の保有状況については、全国７８．３％、福井県８５．５％、本町は地区の防災倉庫に保管しているものも対象となることから、６３．６％です。

問い、スポットクーラー等、冷房機器の保有状況については、全国８６．３％、福井県９１．２％、本町は地区の防災倉庫保管のものも含めて１００％です。

問い、ストーブ等、暖房機器の保有状況については、全国８７％、福井県６９．６％、本町は地区の防災倉庫保管のものも含めて１００％です。

問い、災害時通信可能な設備の保有状況につきましては、全国８７．２％、福井県１００％、本町は全ての学校体育館にＮＴＴの災害時優先電話回線を引き込んでいることから１００％です。

以上の回答をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

なるほど、体育館に整備されていなくても、災害時に近場から準備できるものも含んだ調査ということでございます。なので、本町の学校体育館が避難所になったとき、冷暖房の整備は１００％であるという御答弁でございました。

以前、学校体育館へのエアコン設備の設置についてお聞きをした際に、町は検討するというふうにしておりましたが、どのような検討をされたのでしょうか。

国は、「設置にかかる費用２００万円から７，０００万円までの２分の１を持つ」としております。加えて、この国の補助事業は「令和１５年度末で終了」としております。

これらのことについて御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

学校体育館への空調設置につきましては、近年の深刻な猛暑による児童・生徒の安全確保の観点と、災害時における避難所としての安全確保の観点から、少しでも早く整備を進める必要があると認識しております。

そのような中で、議員御指摘のとおり、令和１５年度を期限として、体育館１か所当たり最大３，５００万円の国の臨時特例交付金を活用できることから、この交付金を有効に活用し、町の財政負担の軽減を図りながら整備を行っていく必要がございます。

そこで町では、令和８年度より部活動などで利用頻度の高い中学校２校から順次整備する予定をしており、小学校８校につきましても、引き続き検討を重ね、計画的な整備を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。

全国全ての公立学校体育館にエアコンの整備をしましょうと、政府に働きかけたのが公明党です。なので、私も応援します。早期の実現、よろしくお願いいたします。

次の質問です。大項目の２番目、学校給食についてお伺いをいたします。

学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）の第８条第１項の規定に基づき、児童または生徒１人１回当たりの学校給食摂取基準を改正する学校給食実施基準（平成２１年文部科学省告示第６１号）、それの一部が改正され、令和３年２月１２日に告示、同年４月１日から施行をされております。

そこで、この学校給食摂取基準について、本町の学校給食が文科省の示すところの学校給食摂取基準を、満たしているか否かをどのように判断しているのかお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本町の学校給食が国の示す「学校給食摂取基準」を満たしているか否かの判断につきましては、栄養教諭、学校栄養職員が専門的な知見に基づき厳格に確認しております。

具体的には、文部科学省が提供する「日本食品標準成分表」に基づいた栄養価計算ソフトを活用し、献立ごとにエネルギー、たんぱく質、脂質、ビタミン、ミネラル等の栄養価を算出しております。そして、月間の平均値が児童生徒の年齢区分ごとに定められた学校給食摂取基準を満たしているかを確認するという方法で行っております。

この基準は、児童・生徒の心身の健全な発達と望ましい食生活の形成を目的として定められたものであり、本町といたしましてもその遵守を徹底しております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。適正に確認をされているという御答弁でした。

引き続きよろしくお願いいたします。

次に、本町の給食センターに学校給食を委託しております。この点に関して幾つかお聞きをします。

まず、給食センターにおける食材の入手はどのようにされていますでしょうか、お伺いをします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

学校給食で使用する食材の調達につきましては、安全性、品質、価格、そして安定供給の観点から、主に競争入札制度を活用しております。

具体的には、肉類、魚介類、野菜、冷凍食品など、品目ごとに仕様書を作成し、衛生管理能力が高く、安定して良質な食材を供給できる複数の業者による競争入札を行い、最も適正な価格を提示した業者から購入しております。

また、地産地消の推進も重要な柱と考えており、地域の生産者から直接購入するなど、入札によらない随意契約の方法も取り入れ、新鮮で安全な地場産物を積極的に活用しております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

品目ごとに入札を行い、最も適正な価格を提示した業者から購入をされているということですけれども、最も安い食材を購入しているというふうにも取れます。

すいません、かんに障ったならお許しください。

それで、これまでの入札状況はいかがでしたでしょうか。お尋ねします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

入札は公平性、透明性を確保するため、定められた手続にのっとって、厳正に執行しております。

具体的には、納入業者は年度ごとに営業許可書写、細菌検査報告書を添付の上、登録申請をしていただきます。そして毎月、食材ごとに見積りを依頼し、最低価格事業者へ発注をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

毎月、入札を実施しておられるわけですね。

毎月、価格を抑えて食材を仕入れていらっしゃるわけですが、食材の品質については問題がないのでしょうか。問題ないとは思いますが、ないとおっしゃるのであれば、その根拠をお示しいただけますか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘の、価格を抑えてという点につきましては、競争入札制度により市場の競争原理が働くことで、適正な価格での調達が実現できている結果と御理解いただければと存じます。

決して品質を犠牲にして、安価な食材を選定しているわけではございません。

なお、食材の品質につきましては、食材ごとに産地、規格、等級、鮮度、食品添加物の有無など、求める品質基準を具体的に定めた仕様書を作成し、入札の条件としております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

食材の品質に御留意いただいていると、そういうことに感謝をします。

感謝ついでに、本町はこの９月から給食費を無償にされます。

ありがとうございます。これは町独自の事業ということになります。

いいですね、町独自。これからもどんどん行ってほしいと思います、町長。

国は明年４月から、まずは小学校からですが、給食費が無償となります。

本町は、明年以降も中学校の給食費を無償化で継続をされるのでしょうか、お伺いをします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

国における学校給食費の支援策の動向につきましては、教育委員会としても注視しているところでございます。

国による小学校の無償化が実現した場合でも、本町が独自に実施しております中学校の給食費無償化につきましては、子育て支援策の重要な柱の一つとして認識しており、継続していく方向で考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

国の動向は確かに気になるところではありますが、国がどうあれ、本町の学校給食は永遠に無償化であってほしいものです。

この項の最後です。

生徒、子どもの成長に大きく影響を与える小・中学校の給食に、安価な食材を用いた給食でいいのだろうかと。町長の御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

まず、給食費無償化を実施することができました。議員の皆様方の御理解にも感謝を申し上げたいと思います。

また、学校給食につきましては、児童・生徒の心身の健全な発達を支える、まさに生きた教材であるというふうに認識をしております。

先ほどの答弁等にもございました、議員御指摘にあるように、安価な食材ではなく、入札制度などを通じて適正な価格で調達した、安全で栄養価の高い良質な食材を使用しているというのが本町としての見解でございます。また、そういった観点でしっかりと実施をしているというふうに認識をしております。

価格のみを追求するのではなく、学校給食摂取基準を遵守した栄養バランスの確保を最優先に献立を作成していただいておりますし、加えて、旬の食材や地場産品を活用することで、子どもたちが食への関心や感謝の心を育む、食育の推進にも力を入れているところでございます。

去る９月５日にも、三方小学校の４年生の児童たちと一緒に私もおいしい給食を食べ、

じかに確認しているところでもございます。

今後も保護者の皆様方に御安心いただけるように、透明性の高い食材の調達、また地産地消の活用にも努めながら、そして併せて、生産者の皆様、また納入業者の皆様にも御協力をいただき、子供たちの健やかな成長を支える、安全で質の高い、そして魅力ある若狭町の学校給食の提供に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。

一般論ですが、入札を行う一番のメリットはコスト削減になることです。また、品質の高いものは価格も高くなります。

すみません、乱暴な言い方になりますが、お許しください。

それから、これも一般論です。安価な食材は、長期的には生徒の成長や健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。質の高い栄養を提供することが、将来的な健康や学業成績にも影響を与えると考えます。なので、食材につきましては慎重に御判断願いたいというふうに思います。

ありがとうございました。

では、最後の大項目３番です。

緊急銃猟について幾つか質問をします。

第２１７回通常国会において成立をしました、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第２８号）」において、人の日常生活圏に熊、イノシシ等が出没し、人身等への被害などが急迫しており、早急に駆除する必要があるときは、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等をした者による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が新たに設けられました。

本町におきましても、住民居住地域内に熊が出没するという事案が見られるようになりました。

先ほど申し上げました「緊急銃猟制度」がこの９月１日からスタートをしております。

住民の居住空間で猟銃を発砲するなんてことはあってはならないことですが、もしもの場合、有事の緊急銃猟は市町の判断で行えるわけですが、町長の御見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、御質問にお答えを申し上げます。

近年、熊等の人の日常生活圏への出没が増加をしており、とりわけ令和５年度には、全国的に熊による人身被害の件数が過去最多となる報告が環境省からも出されているところでございます。

今年に入りましても、県内においても熊の出没が相次いでおり、若狭町では今年に入り６件の目撃情報がございます。

そういった状況の中で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、９月１日から、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安全確保の下で、市町村判断による銃猟が可能となり、必要に応じ、市町村の判断で道路等の通行制限や周辺の住民への避難指示を実施することも可能となる関係規定の整備がなされております。

本町におきましても、これまでに熊に対する銃器による駆除等の実施もございましたが、今回施行された改正法により、これまで以上に迅速でスムーズな対応が可能とはなります。

しかしながら、緊急銃猟実施の際の要件や満たすべき条件も多くあることや、緊急銃猟の事案が発生した場合は、実施環境の安全を十分に確保すること、また、関係機関と連携を密に図ること等も重視しながら、慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。

住民の居住空間では非常に難しい判断が求められるというふうに思います。

しかし、渡辺町長ならきっと大丈夫ですよね。

そういうことが起こらないことを願います。

次に、この緊急銃猟の注意点について、幾つか質問をします。

若狭町猟友会へはどのような通達を出したのでしょうか。また、緊急銃猟に係る体制はできているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では有害鳥獣を捕獲し、駆除する際、銃器等を使用しての止め差しができる有害鳥獣捕獲隊を組織しており、現在、三方地域４名、上中地域５名の計９名の隊員で構成をしております。

この捕獲隊は、福井県猟友会若狭支部に所属する会員の中で、箱わなどの狩猟免許を取得し、かつ、第１種銃猟免許を取得した者で、狩猟経験が５年以上の十分な実績と豊富な知識を持った者の中から、捕獲隊の隊長が推薦し、町長が任命した者が、捕獲隊員として有害鳥獣の捕獲駆除を実施していただいております。

議員御質問の、緊急銃猟に係る体制づくりにつきましては、この捕獲隊の９名の隊員の皆様にお願いすることになりますので、先般、捕獲隊の皆様に対して緊急銃猟の説明と緊急時の対応をお願いをさせていただき、有事の際の体制づくりを進めておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

猟友会の皆様は、狩猟慣れはしていると思います。

今後は、命中率を上げる技術の向上が必要になるのではないでしょうか。この点につきましても御一考ください。

次の質問に移ります。

以前、捕獲おりを設置する場合に、各集落においておりの管理ができる体制を取ってほしいと町が御答弁をされておりましたが、緊急銃猟が可能となった今、各集落へはどのようなことをお願いするのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

緊急銃猟につきましては、熊などが人の日常生活圏に出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とするものですので、即座に集落の皆様にお願いすることはございませんが、緊急銃猟が実施される緊急事案が発生した場合の周辺地域の区長様をはじめ住民の皆様へのお願い事項としましては、屋内や地域外への退避、銃猟を行うための私有地への立入りや、銃器の矢先に存在する障害物の除去、一定の人や車両等の通

行制限に係る協力依頼などが想定をされます。

なお、緊急銃猟を起因として建物などに損失が発生した場合は、通常生ずべき損失の補償を町が行うことも規定されておりますので、緊急銃猟の実施につきましては、十分な安全確保の上で実施することが重要であると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

住民の安全を第一に、状況判断をしながら、そのときに熊が暴れているか、走っているかは分かりませんが、追い詰めつつになるのでしょうか。想像でしかありませんが、非常に難しい局面が予想をされます。

でも町長、大丈夫ですよね。ありがとうございます。

次、最後の質問です。

猟銃資格の取得にかかる費用に対して町からの補助はあるのでしょうか。あれば詳しく説明をお願いいたします。なければ費用補助をするおつもりがあるのかないのか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

銃器の資格取得に対する支援としましては、有害鳥獣の捕獲・駆除の拡充を目的とし、わなや銃猟の狩猟免許新規取得者に対して、試験に必要な手数料分の５，２００円を支援させていただいております。

また、わなや銃猟の狩猟免許取得に伴う講習会も開催されており、嶺南地域有害鳥獣対策協議会から新規免許取得者に対して、講習費用相当分の約９，０００円が支援をされております。

このため、銃器の取得や銃器を所持し、使用するためにかかる費用は別としまして、町民がわなや銃猟の狩猟免許を新しく取得する場合は、自己負担なしで取得可能となっておりますので、狩猟免許の取得による有害鳥獣の捕獲の拡充に集落ぐるみで御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、さきに述べました支援策はあくまでも有害捕獲の拡充を目的とした支援策でありますので、趣味として、猟期中の狩猟のみを目的とした免許取得に対する支援は補助

の対象外と定めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。

免許の取得にかかる費用を助成しているという御答弁でございました。

先ほども申し上げたのですが、これからは狩猟免許の取得者を増員することと、的に当てる技術の向上が必要になると思います。

県は狩猟関係者の研修等に助成をされるらしいですが、ほかにも市町への助成を考えてほしいものです。

本町からも、ぜひ県のほうに声を上げてくださいとお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで、暫時休憩します。

（午前１０時１７分　休憩）

（午前１０時２６分　再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

９番、倉谷　明議員。

倉谷　明議員の質問時間は、１１時２７分までとします。

○９番（倉谷　明議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり質問させていただきます。

大項目１点目です。

若狭町環境基本計画の行動指針について、２点の質問です。

１点目は、脱炭素社会の実現についてです。

「自然と人が共生するサステーナブルなまち若狭町」を目指して、２０１０年（平成２２年３月）にスタートした前計画を見直しした、若狭町環境基本計画の２０２５（令和７）年度から２０３４（令和１６）年度版がスタートしました。

町は若狭町環境基本条例第９条に基づき、２０１０年（平成２２年３月）に若狭町環境基本計画を策定し、環境保全施策を推進してきました。

環境基本計画が始動した平成２１年から、地球温暖化防止として自然エネルギー利用

の推進に関する取組の一つに、太陽光発電の導入促進を取り上げてきました。

太陽光発電設備は、給食センターの敷地内には平成１８年に設置され、それ以降、一部の公共施設にも設置されています。設置箇所は、令和７年３月に発行された若狭町環境基本計画に記載されています。

そこで気になる点ですが、令和５年の年間発電量データが若狭町環境基本計画に出ていましたが、設備容量が大きいのに年間発電量が少ない施設や、旧熊川小学校はゼロです。

自家消費ができなかったにせよ、売電が可能な施設でなぜこのようなことが発生しているのでしょうか。設備の故障ですか、それとも買取りしてもらえなかったのでしょうか。

令和６年の実績も含め、現時点での施設の稼働状況を説明願います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

温室効果ガス排出削減に向けて、若狭町の公共施設では五つの施設に太陽光発電設備を設置しています。

設置年順に、出力と消費等の形態では、平成１８年に給食センター敷地内の鉄骨架台に出力２０キロワット相当の太陽光パネルを設置し、主に自家消費。

また、平成２１年に三方中学校の自転車小屋屋根に出力１３キロワット相当の太陽光パネルを設置し、主に売電。

平成２２年に旧熊川小学校の体育館屋上に出力１０キロワット相当の太陽光パネルを設置し、主に売電。

平成２３年に役場三方庁舎の２階壁面に出力８キロワット相当の太陽光パネルを設置し、自家消費。

平成２７年にパレア若狭の福祉保健棟屋上に出力１０キロワット相当の太陽光パネルと蓄電池を設置し、自家消費となっております。

発電量は天候やパネル等の劣化度合いなどによって左右されますが、それぞれの年間発電量は、給食センターは約４，７００キロワットアワー、三方中学校は約２３０キロワットアワー、三方庁舎は約５，１２０キロワットアワー、パレア若狭は約１万１，２７０キロワットアワーです。

なお、旧熊川小学校は機器の故障のため、計測不能となっております。

設置後の経過年数がおおよそ１５年を過ぎていくと、発電効果が低下していく状況となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

旧熊川小学校では、機器の故障により計測不能とのことです。

単に機器の故障で、発電はしているので、売電しているのであればいいのですが、それすら確認できず、放置されているのでしたら問題です。

施設の管理は教育委員会から移管されたのでしょうか。

いずれにせよ、町の財産です。早急に対処してください。

次は、設備の有効活用ができていない点です。

その一つに、出力は小規模ですが自家消費のみとなっています、三方庁舎の売電はできないのでしょうか。それと、費用はかかりますが、蓄電設備を設けることは費用対効果を考えると難しいのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

三方庁舎の２階壁面に設置している太陽光パネルの出力は８キロワット相当で、年間発電量は約５，１２０キロワットアワー、１日平均ではおおよそ１４キロワットアワーとなっております。

現在の三方庁舎の１日当たりの電力使用量は、太陽光パネル出力自家消費分を除いて、約１，５８０キロワットアワーとなっております。

閉庁日の太陽光パネル発電分を蓄電設備導入により蓄電し、開庁日に自家消費すると仮定した場合、電力消費量から蓄電した電気の売電量や節電量を差し引き、また、蓄電池の購入やランニングコストにかかる経費などを考慮すると、投資に係る効果は極めて低くなると推計されます。

また、ここ数年で町の公共施設の照明をＬＥＤ化することを予定しており、一般的には蛍光灯と比べ電気料金は８５％低減されることから、この点でも蓄電池導入効果はさらに薄れることが想定されます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

三方庁舎への設置時点では固定価格買取り制度が導入されていませんでしたし、蓄電設備もかなり高価だったので、自家消費のみの施設になったとは推察します。

更新時には停電時非常用電源としても使用可能な充電設備を備え、自家消費できる設備にしてください。

次です。

この１０年、公共施設への太陽光発電の新規設置はありません。今後の設置計画はありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、公共施設の太陽光発電設備は５施設に各１基ずつ、合わせて５基あります。最も古いものは平成１８年度に設置し、１９年が経過しており、新しいものは平成２７年度に設置をし、１０年が経過をしております。

令和７年３月に改定した若狭町環境基本計画では、１０年後の公共施設への太陽光発電設備の設置数を現状の５から７にする数値目標を立てていることから、今後、更新や新規設置等を考慮し、具体化してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

環境基本計画では、１０年後には現状の５施設から７施設へ増やす目標ですか。目標と言わず、増設を計画してください。

ただ、現行施設もその間に耐用年数を経過し、更新の検討をしなければならない箇所も発生します。

地球温暖化対策に貢献でき、環境負荷も軽減できます。しかし、定期的なメンテナンス費用もかかりますし、ＦＩＴ制度による売電価格は年々低下していて、メリットはないと思います。

自家消費できる施設を検討し、具体化してください。

次です。県との連携で、町内に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置される方、また自家用消費型太陽光発電設備を設置される方を対象に、導入する費用の一部を補助する制度があります。

今年度は募集件数が３件でしたので、申請の受付はもう終わっているのかもしれませんが、太陽光パネルにはパネルの廃棄やリサイクルに関する課題、パネルに含まれる有害物質による環境汚染への懸念などもあって、賛否があるのは承知しています。

一方で、戸建て住宅を含む新設建物への太陽光発電パネル設置が義務化された自治体もあります。

「環境基本計画」の中の地球温暖化対策実施計画の行動目標１として、太陽光発電や蓄電池設備の導入を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図るとあります。

導入には、経済的な面などで負担が大きいのですが、１０年後の導入割合の数値目標も基本計画にありました。

自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費の一部を補助する事業の拡充も含め、目標達成に向け、町は住民にどのように促進していくのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では福井県エネルギー環境部所管の住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金制度について、町が申請受付窓口と補助金交付事務を担当し、導入促進を図っています。

県から町への今年度の補助配分枠は３件で、８月現在、２件の申請を受け付け、間もなく補助金の支払いを予定しております。

また、１０月末が申請の締切りであり、残り１件の枠を引き続き募集している状況です。

議員御指摘のとおり、全国に目を向けますと、新築建物への設置義務化自治体は複数ございます。既に京都府や群馬県でも義務化が始まっており、東京都と神奈川県川崎市でも２０２５年４月から施行されています。

ただし、全ての新築建物で一律に義務化されるわけではなく、建物の形状や日照を含めた立地条件などを考慮した上で適用が決定されるものです。

先ほどの福井県の補助事業は、県内住宅を対象に、太陽光発電及び蓄電池設備の導入または太陽光発電設備の導入に係る経費を支援することにより、県内再エネの地産地消の取組を加速化し、県内全域に再エネの普及を図るものです。

しかしながら、設備の導入者には幾つかの補助要件が設定されており、特にＪクレジット制度、ＦＩＴまたはＦＩＰ制度との併用はできないことや、国または自治体などか

らのほかの補助等を受けられないこと、また電力会社によっては買取り制度が異なることなどにより、地域によっては県補助事業ではなく、Ｊクレジット制度、ＦＩＴまたはＦＩＰ制度を選択する方がおられるものと推察されます。

そこで、再エネの地産地消の取組を加速させるために、引き続きこの制度について設備導入者や施工業者の方々等にＰＲをしてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

補助金制度があっても、昨年は応募がなかったのは残念です。

環境保全の観点から、太陽光発電の導入はさらに進むと思われます。

促進には正しく福井県の補助事業を理解していただけるよう、説明をしてください。

次の質問の、令和６年度から始まった空調設備整備臨時特別交付金の活用につきましては、さきの川島議員からの質問の答弁に含まれていましたので割愛しますが、期限のあります特別交付金です。令和８年度から順次整備するとのことですので、年度内に計画を公表してください。

それでは、次の質問へ進みます。

脱炭素に向けた取組としては、平成２２年３月版の環境基本計画では小水力発電所を設置するとあり、民間の協力も得て、熊川宿や瓜割エコビレッジでは水路に羽根車を水の流れで回転させ、発電する装置を設置しました。

その後、河川や農業用水の流れを利用するものの導入は検討されたのでしょうか。検討結果や導入実績があれば説明願います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

水の流れで羽根車を回転させ発電する水車の主なものにつきましては、平成２７年以降、熊川や天徳寺に町が設置し、地元が管理している小水力発電装置があり、区内の建物ライトアップなど、照明の電力の一部を補っております。

その後は、このような河川や農業用水の流れを利用する小水力発電設備の導入検討には至っていない状況です。

世界的な目標、パリ協定やカーボンニュートラルを実現するには、徹底した省エネ対策と積極的な再生可能エネルギーの導入が重要と言われております。

国内では再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、安全面、景観や環境への影響などに対する地域の懸念が高まっており、これまで以上に地域との共生が主要課題になっています。

なお、令和７年３月に改定した若狭町環境基本計画においては、目指すべき環境像を、豊かな水と緑に囲まれた地域を最大限活用し、「太古より水・緑と歩むまち若狭町」として、基本施策の一つには再生可能エネルギーの可能性調査を掲げておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

脱炭素社会に向けた動きは再生可能エネルギー導入の拡大だけではありません。

個人としては電気の使用量削減、ゴミの削減も挙げられます。

企業では脇袋のＰＬＡＮＴ－２に、深夜に貯めた電力で使用量の多い日中にＥＶ充電や店舗に供給する研究をすると報道されていました。また、さらに大規模な蓄電池設備を設置し、日中に捨てられた再生可能エネルギーの無駄を減らし、脱炭素に貢献すると幾つかの企業が乗り出しているようです。

若狭町の遊休地、耕作放棄地の有効活用策として、企業誘致できないものでしょうか。

それでは２点目は、行動方針２、良好な生活環境の創造について質問です。

行動目標の５の中に、水質の改善・保全として、定期的な水質検査を実施し、改善策に活用するとあります。

美浜町、若狭町で構成された三方五湖保全対策協議会に、若狭町議会議員の代表の１人として定期総会に出席させていただいています。

そこで、毎年、三方湖の水質汚濁が進み、その改善が話題になります。

環境基本計画にも水質測定結果の記載がありますが、福井県の調査による結果を見ても、三方湖の２か所の測定点では、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、富栄養化の指標である全窒素、全リンは福井県の環境基準超過が継続しています。

これまでの地域ぐるみの清掃活動や意識啓発を継続して取り組まなければなりません。また、三方五湖の水質改善に向けた対策が必要です。

三方五湖保全対策協議会の委員からは、滋賀県の琵琶湖並みの大変厳しい環境基準を設けてはとの意見もありました。

県の環境基準値以下に町単独で抑える対策、具体策の立案は、難しいと思います。

本計画の対象期間は２０２５年（令和７年度）から２０３４年（令和１６年度）まで

の１０年です。県も定期的な水質検査を長期に実施しています。

次のステップ、改善に向けた動きに入る時期ではないでしょうか。

三方五湖保全対策協議会に三方五湖自然再生協議会や県の関係機関の協力もお願いし、有識者も交えて改善策を練って、結果を出せるプロジェクトにできませんでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えをいたします。

三方五湖はラムサール条約登録湿地でありますし、また、今年は水月湖の年縞掘削調査も行われておりまして、全国や世界からも注目される湖となっております。

その中で、三方五湖の水質に関しましては、福井県や若狭町において水質測定を実施しております。

特に若狭町におきましては、湖の４地点で年２回の測定を実施しておりますが、議員御指摘のとおり、三方五湖での富栄養化状態が続いていることから、「維持されることが望ましい基準」として設定されている環境基準を超過している状態となっております。

これまで実施してきた水質改善への取組の主なものとしては、県による三方湖やはす川のしゅんせつをはじめ、湖や河川沿いへのヨシ等の植栽による窒素やリンの回収、町においては公共下水道の整備など、様々な取組を進めてきたところでございます。あわせて、これまでから美浜町と若狭町の関係者による三方五湖保全対策協議会が組織され、湖の環境美化をはじめとした水質浄化に向けた取組を行っていただいております。

しかしながら現在、主に三方湖や水月湖において、アオコによる緑色の水面状況が見られることから、先般も両町の漁協関係者の皆様や県の関係各課にお集まりをいただき、湖の状況確認と併せて、水質改善に向けた対策を今後検討していく体制について協議をさせていただいたところです。

今後は水質浄化に向けた住民の皆様への啓発はもちろんのこと、湖におけるこれまでの取組を継続するとともに、最近では「海と日本ＰＲＯＪＥＣＴ」の連携であったり、高校生の「スポＧＯＭＩ」のそういったイベントであったり、様々な若い方々への関心、また参画も加えながら、水質改善に向けた効果的な対策を講じる必要があるというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

三方湖に流れ込む水の排水規制だけでは、再生は難しいと思います。

過去には三方湖の堆積土をくみ上げたとも聞きます。森林の整備、水辺の環境整備などで自然の力を借りた浄化も必要でしょう。

実効性のある取組や指針を住民の皆様にお示しし、力を借りましょう。

大項目２点目です。

夏休みの長期休暇における放課後児童クラブの運営状況と、今後の体制についてお伺いします。

全国的に利用希望者が増え、様々な課題が生まれているためか、新聞などで取り上げられています。

例えば、独り親家庭の３４％で、夏休み中に１日２食以下で過ごしている。物価高騰の中、給食がない夏休みは家計の負担が背景にあるようです。児童クラブで昼食の提供を求める動きもあるようです。また、夏休みの廃止・短縮希望も困窮世帯からあるようだと報道されていました。

これが必ずしも若狭町の児童クラブに当てはまるものではないと思います。

夏休み期間の受入れについては、令和４年６月定例会での谷川議員の一般質問への答弁で、午前７時３０分からの開所に向けて準備を進めておりますと、３０分早める回答があり、利用者からの要望が実現しています。

そこで質問です。この夏休み中の利用については、支援員や補助員の人員不足などはなく、希望者全員の受入れはできましたでしょうか。利用状況の説明をお願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本年、夏休み期間中の放課後児童クラブの利用につきましては、支援員及び補助員の人員を確保し、希望された全ての児童を受け入れることができております。

町内に設置しております２か所の児童クラブの夏休み期間中の利用状況は、三方児童クラブが登録児童数９４名、１日平均利用児童数約５４名、上中児童クラブが登録児童数７５名、１日平均利用児童数約５１名という状況でございます。

なお、例年、長期休業期間中は利用者が増加することから、支援員の確保は重要な課題と認識しており、今後も安定的な運営に必要な人員の確保に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

支援員や補助員の必要な人員の確保ができ、希望者全員が利用できているとのこと、一安心です。

ただ、気になる点が、利用したくても募集要項の条件を満たしていないとか、保護者の就労状況で送迎が難しいとか、さきにも述べましたような様々な事情で利用申込みを断念した児童がいるのではないでしょうか。

そこで、町はどのように放課後児童クラブに対する意見・要望などを酌み上げているのでしょうか。そこには切実な内容もあると想像します。その意見、要望に対する回答はどのような形で伝えられていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

放課後児童クラブに対する御意見や御要望につきましては、現在、各児童クラブを通じて、または教育委員会事務局で随時お受けしております。

具体的には、保護者の皆様との日々の連絡や送迎時の対話、個別の御相談などを通じて現場の声を把握するよう努めており、内容に応じて個別に回答させていただいております。

現在のところ、開設時間、開設場所など、児童クラブ運営全般に関する具体的な御意見、御要望はお受けしておりませんが、今後はより広く御意見を伺えるよう、アンケートの実施や保護者会のような意見交換の場も検討し、保護者のニーズに応じて運営改善に努めていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

具体的な意見や要望は届いていないとのことでした。

私も直接相談されたわけではありません。利用者だけでなく、これからの利用を検討されている家庭からも、幅広く意見・要望をしっかり聞き取り、回答し、運営改善につなげていってほしいです。

私からの提案ですが、利用者であった児童が中・高生になって振り返ってみての意見をもらうのもどうでしょうか。検討ください。

次です。子育て支援に直結したものになるか注目していますのが、令和７年３月発行の第３期若狭町総合戦略にあります、就労等により常時留守にする保護者の小学校児童を対象に、放課後や長期休業時において、児童の健全育成を推進するための受入れ体制を整えるとあります。

これは、「小１の壁」と言われています、仕事と子育ての両立が難しくなる問題の解消となり得る送迎時間、利用条件の緩和や施設の場所の数なども検討の対象となるのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

第３期若狭町総合戦略におきましては、児童の健全育成を推進するため、放課後児童クラブの受入れ体制を整えることを掲げております。

この戦略は、変化する子育て世帯のニーズに対応することを目的としており、御質問いただいた送迎時間の柔軟な設定や利用条件の緩和、さらには施設の場所や増設といった点も検討対象となり得ると考えております。

今後は保護者の皆様の就労体系の多様化や、地域ごとの利用状況などの把握に努め、必要に応じて運営改善を検討してまいります。

また、小学校や地区公民館が放課後に地域の方を講師として招き実施しております、様々な農業体験やニュースポーツ体験などの「放課後子ども教室」と放課後児童クラブとの連携を強化し、内容を充実させることで、地域の方々との関わり合いを深めるとともに、子どもたちの成長を地域全体で見守り、支える体制づくりも検討し、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷議員。

○９番（倉谷　明議員）

放課後児童クラブの充実はもとより、小学校や公民館など、地域と連携した子供の居場所づくりにも触れていただきました。これが子育て支援に直結すると思います。

問題点や課題は多くあると思いますが、地域も巻き込んだ活動が子供を見守り、育てることへとつながっていくと確信します。

引き続き、子供たちが安心して遊び、学べる環境づくりをしていきましょう。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

６番、岩本克己議員。

岩本克己議員の質問時間は、１２時までといたします。

○６番（岩本克己議員）

岩本克己でございます。

通告に従い、災害対策、風水害対策の２問を質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

最初の質問は、災害対策についてであります。

９月１日は防災の日。今年は８月３０日から９月５日までの１週間が防災週間でありました。被害の軽減を図るために、一人一人の防災意識を高める取組である防災訓練や、防災フェアなどが全国各地で行われておりました。

近年、日本・世界各地で地震などによる大規模災害が発生し、甚大な被害に見舞われている様子が報道されております。

昨年１月に発生した能登半島地震では、多くの生命や財産が失われ、震災後１年半以上経過した今も、一部の住民は仮設住宅での生活を余儀なくされ、復旧作業が続けられております。

能登半島地震では、若狭町も震度４を観測し、津波警報が発令され、対象住民の避難勧告が行われました。

地震災害は甚大な被害を発生させます。住民の生命や財産を守るためにも、災害が発生するまでの予防対策は大変重要であり、本町においていまだに対策が講じられていない事項につきましては、早急に取りかかることが肝要であると考えます。

一つ目は、防災拠点となる役場、三方庁舎の耐震性についてであります。

久保議員の回答にもございましたように、平成３０年に庁舎の耐震診断を実施し、耐震性が劣るＣ判定の結果を受けております。私は、災害対策本部を設置する庁舎としては大変厳しい結果と認識をしております。

国の防災基本計画は、災害時の拠点となる庁舎は高い安全性を確保することとしており、若狭町地域防災計画にも同様の内容が記されております。

昨年の９月定例会の一般質問で、庁舎の耐震化についての答弁で、令和７年度に若狭町の個別施設計画の見直しを進めていくとしておりますが、今年度も上半期が過ぎようとしております。

現時点の取組状況と方向性についてお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

本年度は若狭町公共施設等総合管理計画に基づく若狭町個別施設計画の見直しの年となっております。

町が管理する建物の必要性等について見直し作業を開始しており、役場庁舎につきましても、総務課が中心となり現状把握から進めているところでございます。

引き続きまして、庁舎の在り方も含め、防災・減災の拠点となる防災機能が強化された庁舎を目指した個別施設計画に見直していく必要がございますが、庁舎の在り方によっては個別施設計画だけではなく、まちづくりの総合的な戦略によるまち全体の将来像を俯瞰的な視点で捉えた上で、その意義と具体的な方向性を示し、事業化していくことが重要と考えており、これらを庁舎内部で検討する予定でございます。

また、今年度と来年度の２か年にかけて、若狭町の将来像や具体的な土地利用計画を示す、「若狭町まちづくりマスタープラン」を策定することとしております。

策定に当たりましては、まず初めに、３０年後の若狭町のまちづくりビジョンとして、都市的・長期的な戦略の視点による将来像を設定し、その上で目標達成に向けた施策レベルの戦略を立てて、今後の合理的で整合性の取れたエリア設定や土地開発計画などをプランに反映させていく予定でございます。

そしてこのプランの策定では、外部の有識者を含めた検討会議を設置することとしており、庁舎内だけでなく、外部の方の御意見もお伺いしながら進めていくこととしております。

こうしたことから、将来あるべき役場庁舎の姿、在り方を庁舎内部での検討内容を踏まえ、このまちづくりマスタープランにおいて災害時の拠点となる安全・安心な庁舎の確保という点で、優先順位を考慮しつつお示ししていきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

今ほどありましたように、防災マスタープラン、建物のマスタープランをつくっていくということでありますが、やはり、こういう庁舎の耐震化とか、防災拠点となるとこ

ろについては、やはりプランをつくりながら、その上できちっと優先順位を図りながら、やっぱり１日も安全性の高い庁舎でやっていくことが必要かというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

今ほどの耐震化でございますが、県内では、防災拠点となる庁舎が耐震化されていないのは池田町と若狭町の二つの町で、その池田町も現在、建設中であります。県内１７の市町で耐震化をされていない防災拠点となる庁舎は、この若狭町だけとなります。

防災拠点となる庁舎が被災した場合、災害対策の機能が停止するおそれがあります。早急に庁舎の耐震化に向けて議論を進めるところは重要であると考えますし、今ほどありましたように、計画をつくっていくのも大事ですが、やはりそういう中で、１つずつそういう取組を、早く進むような形でやっていくことが重要と思っております。

その辺について所見をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では、市町村合併以来、旧町の役場を活用する分庁方式を採用しておりますが、それぞれ、三方庁舎は昭和５７年建築、上中庁舎は昭和５３年建築で、両庁舎とも耐震診断はＣ判定でございます。

昨今の地震の大規模化を考慮しますと、役場庁舎の耐震化はまちの中枢でもあり、住民皆様の安全・安心の確保のためにも早急に進めていく必要があると考えております。

しかしながら、耐震化を進めるに当たっては、現在の分庁方式を継続するのか、あるいは統合するのか、また、庁舎の機能やその位置についても同時に決定していく必要がございます。

さらには、庁舎の耐震化も含めた事業費が多額になることから、財政運営への影響も踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

やっぱり町制合併して２０年という月日の中で、今、御答弁いただきましたように、今、どうするんだという議論がなかなか前へ進んでおりません。そういう中で、こうい

う問題がやっぱり１つずつ出てきております。

これは財政の問題もございますので、町だけではなくて、町民の皆さんにも御理解いただきながら、やはりこの大きな問題をクリアしていかないと、この耐震化とか、そういうものは進んでいかないのではないかなというふうに思っております。

二つ目でございます。

二つ目は、大震災発生に伴い大規模停電が起きたときの非常用の電源の確保についてであります。

県内で若狭町だけが非常用電源の整備がなされていない状況であります。

災害が発生した場合、若狭町では、関西電力送配電株式会社小浜営業所と応援協定を締結し、応急送電のための電源車を配備することになっています。

大震災が発生すると、能登半島地震でもそうでしたが、道路の陥没、橋脚の崩落など、そういう事象が至るところで発生し、道路の分断により車両が通行できない、そんな状態になります。

防災拠点となる庁舎と関西電力送配電株式会社小浜営業所は約２０キロほど離れており、短時間での電源車の配備は、私は困難と思います。

若狭町地域防災計画では７２時間、外部からの供給なしで稼働可能な非常用電源の整備をするとしております。

非常用電源が確保されないとなると、災害発生時の停電は庁舎内のあらゆる機器が電気の力で動いていることから、機器などは機能せず、災害対策本部は大混乱を起こすのではないかと私は思っております。

災害対策本部の運営はもとより、住民の安否を確認する住民基本台帳や、罹災証明や証明を発行する固定資産台帳などのシステムの稼働確保はできますか。

その点についてお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、現在、庁舎の非常用電源については未整備となっており、有事の際の懸案事項となっております。

庁舎内には住民基本台帳や固定資産台帳などのほかにも、多くの電算システムを保有しており、各システムには無停電装置を設置しておりますが、時間的には３０分から数時間程度であり、機器を保守する程度の時間となっております。

このような状況であることから、大規模災害が発生した際に電源車配備等の設置が可能となるよう、令和３年に関西電力送配電株式会社と「大規模災害時における相互連携に関する協定」を締結しているところであります。

これにより、電源車を確保し、災害対策本部機能を維持したいと考えておりますが、道路が分断されるような大規模災害が発生し、電源車の配備が困難となった場合には、本部機能を維持するため、災害協定を締結している防災関係機関と連携して自家発電設備等の非常用電源の確保をしていくこととなりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

今ほど御答弁いただきましたように、なかなか急に非常用電源を確保することは難しいと思います。大きな財源も必要だと思います。

そういう期間の間を、やはり地域の防災関係機関と連携しながら発電機を、明日、明後日、地震が起こるかもしれません。そういう部分では、やはりそういうところをしっかり準備しながら対応できるようにしていただくことが、この災害対策本部の運営をしていく上でも重要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

三つ目は、防災訓練についてお伺いします。

若狭町地域防災計画には、地域の防災力の向上として、各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図ると定め、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練・連携などの実施、計画の評価・検証などを踏まえた改定などを行うということで定めております。

近年のＳＮＳの情報蔓延により、災害時には様々な情報が交錯し、災害対策本部の情報発信に混乱を来しているという、そういう報道も取り上げられております。

若狭町においては、平成２５年の豪雨災害から大きな災害が発生していないことから、災害時の対応を経験している職員も大幅に減っていると考えております。

まずは、庁舎内の体制をつくる災害対策本部の設置訓練や、防災関係機関との通信訓練、図上訓練などを定期的に実施する必要があると考えます。

災害が発生すると平常時のように対応できなくなることから、常日頃からの訓練を実施することは、大変私は重要だと、そう思っております。

ぜひ、定期的に庁内体制での訓練を実施していただきたい。そのように思っておりますが、訓練について所見をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、近年、ＳＮＳの種類や利用者も増加し、フェイク動画なども問題視されておりますが、災害が発生した際には町から屋外防災スピーカーや音声告知放送、行政チャンネル、ホームページなどにより正確な情報を提供しますので、冷静な対応に心がけていただきたいと思います。

防災訓練につきましては、毎年６月に水防訓練、秋には県の原子力総合防災訓練と町防災訓練を実施しており、それぞれ消防署や消防団のほか、日赤奉仕団の方々にも御協力をいただいているところです。

今後は、さらに通信連絡訓練や図上訓練、また、初動体制に係る対策本部設置訓練など、発災後、迅速かつ的確な体制及び運営の実施に向けたマニュアル等の整備を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。

私、輪島市長の手記を読ませていただきました。

その中でやっぱり、能登半島の地震が起こるまではなかなかそういう訓練ができなかったと。そういう中で、やっぱり訓練というのは日頃からそういう訓練をしていきながら、もしものときには私は何をする、各課長らも何をするというのを常に頭に、また自分の体験をしながら対応していかないと、本当に混乱を来すというようなことを書かれていました。

また、私たちこの庁舎だけでは当然、職員が大分減っておりますので、なかなか過去の職員体制と今の職員体制、違うと思います。そういう部分では、他機関に応援してお願いすることはお願いする、また、自分たちはこういう役割をするというのを常日頃から確認しながら対策を講じていくことが大事かということを、輪島市長の手記にも書かれておりました。

そういう面ではよろしくお願いしたいと思います。

次に、この地域住民を巻き込んだ総合防災訓練を毎年実施されております。

今年度はいつ、どこで、どういう想定で実施されるのかをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

今年度の町の防災訓練につきましては、１１月１６日日曜日に、野木地区において防災訓練を実施する予定となっております。

なお、訓練の内容につきまして、町では各避難所単位で災害発生による避難訓練のほか、避難所での避難テントやダンボールベッドの組み立てなどの実演を、野木地区との合同訓練会場では煙体験テントなどの体験ブースの設置などを予定しており、現在、関係機関と調整を進めているところです。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。

これも読んだもので申し訳ないのですけれども、最近の防災訓練は楽しくないと駄目だと。やっぱり今までどおりの訓練ではなかなか住民参加していただくのは難しいということで、あるところではキッチンカーを持ってきて、キッチンカーで食べながら、災害時にはキッチンカーはこういう役割をする。また、いろいろな形で防災フェアの中で子どもたちにいろいろと防災についてのクイズをするとか、そういうような、楽しみながら防災総合訓練をやっていくというのは非常に大事かなというふうに思っておりますので、いろいろ地域住民の方とお話をしていく中で、そういう訓練の方法についても考えていただくことによって、より多くの人たちが防災意識を持ったり、防災訓練の重要性を認識していただけるのではないかなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次の大項目で、風水害対策についてであります。よろしくお願いします。

近年の異常気象の影響からか、今年の夏も幾度となく、全国各地で、至るところで線状降水帯が発生しております。

この線状降水帯の動きにより、気象庁は大雨特別警報を出し、命を守るための行動を促しております。

このような状況になると、大雨による土砂崩れや河川の氾濫などで、生命や家屋などの財産などが喪失し、構造物が損壊するという、甚大な被害が発生します。

若狭町においても、これまで幾度となく、大雨による洪水で甚大な被害を受けており

ます。

全国各地で大雨をもたらす被害は年々増えているように感じております。

若狭町においても、いつこのような事態になるか分かりませんが、災害予防対策をしっかり講じていくことが必要であると思います。

それで、一つ目でございますが、若狭町の洪水ハザードマップについてお伺いします。

この計画はそれぞれ河川ごとに作成されており、氾濫危険や避難判断となる水位・数値が定められ、適切な避難行動などが記されておりますが、現在のマップは令和２年に策定し、５年が経過しております。

その中で、これらのマップの中で、はす川についてお聞きします。

三方地域の東部・南部地域の雨水などははす川に合流し、三方湖から水月湖、久々子湖を経て、若狭湾に出されております。

今年の夏も猛暑日が多く、雨量が少ない中で、若狭湾は連日、高潮注意報が発令され、その影響を受けてか分かりませんが、湖やはす川の水位は非常に高い状態が続いておりました。若狭町の洪水ハザードマップでは、高潮による氾濫は考慮されておりませんと記されております。

はす川や三方五湖が水位の高い状態の中で大雨特別警報が出されるような事象になったときは、湖畔の平地はこれまでよりも被災面積が増え、はす川も氾濫の危険が出るのではないかと思っております。

このことを考えると、避難雨量や水位などの基準値について、計画の見直しをする必要があるのではないかと思います。

このような観点もありますので、ハザードマップの修正についての所見をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

年間で潮位が最も高くなる時期は夏から秋にかけてで、特に大潮の時期には満潮時の潮位が１年で最も高くなる傾向があります。

これは、夏季の海水温上昇による海水の膨張や、特に彼岸にかけては、太陽と月の引力などの要因により、高潮注意報の発表もおおむね夏から秋にかけて多くなる傾向になります。

議員御指摘の、高潮を想定した避難水位などの基準値の見直しについてですが、はす

川などは河川管理者である県の所掌となっており、防災気象情報が発表されてから実際に災害が発生するまでの猶予時間を考慮して河川管理者が設定しているもので、直近では令和５年度に避難水位の見直しが実施されております。

また、今年度、県が作成した洪水による浸水継続時間のマップが更新されたことから、若狭町洪水ハザードマップについても、今後、最新情報に更新し、地域住民の皆様に周知をしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

はす川は県管理でございますので、ぜひ県と連携していろいろと取り組んでいただいて、やっぱり避難とか、そういうところについては若狭町として、災害対策本部として発する非常に大事な部分でございますので、よろしくお願いします。

一つだけ、はす川のところに水位の印があるのですけれど、なかなか見にくいなというふうに思っております。

その辺は県と協議しながら、やはり地域の人たちもこのぐらいの水位やなというのを見ていただけるような、そういうところもしっかり周知していく必要の一つではないかなと思います。

それでは、二つ目に入らせていただきます。

今年の夏、九州や中国地方など、大雨特別警報が発令される中、河川の氾濫や住宅損壊など甚大な被害をもたらし、今もなお復旧工事が行われております。

そういう中で、ボランティアの方々の支援を受けるなど、日常の生活に戻るまでは相当の時間を要しております。そういう被災者の様子が報道されております。

若狭町における大雨による災害で、三方湖や水月湖の湖畔ではホテルや住宅、道路や農地が冠水するなど、甚大な被害をもたらしております。

管理者である福井県は、気候変動による水害リスクの増大に備えて、流域における浸水被害の軽減を図ることを目的に、早瀬川水系流域治水プロジェクトを策定し、数々の取組を行うということとしております。

流域治水対策は重要であり、集落が孤立した場合の対策など、少しでも早く取り組んでいただきたいと思います。

若狭町としての、プロジェクトに対して関わり方と、この取組の進捗状況をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

早瀬川水系流域治水プロジェクトは、気候変動による水災害リスクの増大に備え、早瀬川流域に関わるあらゆる関係者が連携して流域全体で浸水被害を軽減させるための施策を計画的に推進することを目的として、令和４年３月２３日の、第３回福井県二級水系流域治水協議会において策定されました。

早瀬川水系流域治水プロジェクトでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって「流域治水」を推進することと定められております。

まず、県におきましては、早瀬川水系河川整備計画に明記されたトンネル放水路及び湖岸提のかさ上げによる治水対策を進めていただいております。

また、住民の避難を支援するソフト対策としましては、現在、三方湖に１基の水位計、水月湖に１基の河川カメラ、浦見川に１基の危機管理型水位計が設置されており、今年度、新たに水月湖と菅湖に１基ずつ危機管理型水位計を設置していただく予定となっております。

次に、町におきましては、支川である町管理河川のしゅんせつ及び樹木伐採、並びに流域における森林整備に取り組んでおります。

また、平成２５年台風１８号では、道路冠水によって湖辺の集落及び宿泊施設が孤立状態になったことから、ハザードマップにより地域の浸水リスクを周知するほか、冠水のおそれが大きい箇所を迂回する避難道路の確保や、既存路線を整備することによる避難の円滑化を図っていきたいと考えております。

町としましては、引き続き、実施可能な流域治水対策を関係機関と連携し、ハードとソフトの両面で検討を実施してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

県は県の役割として、また、町は町の役割としてたくさんあるかと思います。県、町連携してやっていただくことが、より災害の対応に当たれるのではないかと思っております。

次に、江戸時代に開通した浦見川の現状についてお伺いします。

美浜町の電池推進船が浦見川を通ることで、昨年、川底をしゅんせつしたとお聞きしております。

このような中で、右岸側の崖が少し崩れているのではないかとのお話をお聞きしました。浦見川が崖崩れにより塞がることは、絶対にあってはならないことだと思います。

両岸の崖の崩落の危険度判定などの調査は行っているのでしょうか。行われている場合は、調査内容についてお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

浦見川は、水月湖から久々子湖に流れる延長６２８メートルの県の管理河川でございます。

浦見川の河川形状は掘り込み式であり、両岸とも切り立った崖となっております。

御質問の両岸の崖の調査につきましては、河川管理者である県の敦賀土木事務所におきまして、目視によるのり面監視と樹木伐採等を定期的に実施していると聞いております。

万が一土砂が崩落した場合は、河道域を確保する目的でのしゅんせつは実施すると聞いております。

また、左岸のり面の一部は林野庁の基準に基づき、県により山腹崩壊危険地区が指定されております。同危険地区は森林の状態・地形などから、山腹崩壊による災害リスクが高いと判定された地域が指定されるものになります。

そこにつきましては、平成２４年度に、嶺南振興局林業水産部林業事業課におきまして、不安定な転石の落下を防止するためのワイヤーネット工が設置されております。

同施設は県林業事業課において管理されており、令和２年度の施設点検では健全度４段階のうち、最も健全性の高い１判定であり、次の点検は令和１２年度の予定であると聞いております。

一方、右岸のり面につきましては調査を実施されておりませんでしたので、崩落の危険度に関する調査及び対策の実施を県林業事業課へ要望してまいります。

それぞれの管理区域におきまして、各管理者により適切に管理を行ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。

浦見川は非常に大切な河川であります。

浦見川を掘削して、生倉と、成出と、切追と、そういう村ができて、いろんな平地ですね、そういう田んぼやそういうものができました。

それが塞がることで、またそういうことになってしまうと、本当にもういろんな意味で大変なことになるかと思いますので、なかなか浦見川は工事ができにくい場所でありますので、その辺も、県にうまく重要性をしっかりお話ししていただきながら、浦見川がしっかり皆さんの力で守っていくという認識で、やっぱり県にも、またこの町も一緒になって、そういう意識を持ってやっていくことが重要かというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

三つ目は、水月湖から日本海へのトンネル型の放水路整備についてお伺いします。

２０１９年に整備計画を策定し、６年余りが経過しております。いまだに工事場所が示されていない状況であります。

トンネル型放水路の整備に向けての現状と今後の計画についてお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

福井県が策定しました早瀬川水系河川整備計画につきましては、三方五湖治水対策として、トンネル放水路及び湖岸提のかさ上げが明記されており、同対策は県が事業主体となって進めていただいております。

現在まで、放水路として、吐き口及びのみ口の概略設計が完了しており、今年度は予備設計、すなわち概略設計を基により具体的な計画を立て、精度を上げた工事費の算定を行うと聞いております。また、併せて社会情勢に伴い、資材費などの高騰による事業費の増大により、コスト削減を検討しているとも聞いております。

湖岸提かさ上げとしましては、北庄と伊良積で部分的に実施されております。

また昨年度、河川整備計画の工事区間外になりますが、水月湖の湖岸提の一部でかさ上げが実施されております。

これらにつきましては、今年６月２７日開催の三方五湖治水対策整備促進期成同盟会総会におきまして県から説明をいただいたところでございます。

その後の状況としましては、気候変動に伴い海面が４０センチ上昇し、また、降雨量

の増加により今の三方五湖治水対策の効果がどのように影響を受けるのかを検証するため、シミュレーションを行っているとも聞いております。

８月中にその結果を取りまとめ、その後、速やかに県から町に御説明をいただく予定でしたが、シミュレーションに時間がかかっているとのことで、いまだ報告を受けておりません。

今後の計画につきましては、シミュレーションの結果を踏まえた見通しを一日でも早く地域住民の皆様にお示ししていただくよう県に求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

最後になりますが、トンネル型の放水路整備工事を進めるためには、若狭町として何が足りないと考えるのか、お伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、岩本議員の御質問にお答えをいたします。

防災のそういった関連のテーマで、御質問を具体的にいただいて、こういったものをまた参考にさせていただきながら、地域住民の安心・安全をしっかりと確保していかなければいけない、そう認識をしているところでございます。

あわせて、この夏にも全国各地で豪雨災害が発生しております。また先般、静岡県においても竜巻の被害も出ておりまして、被害に遭われました被災者の皆様、また自治体にも、この場をお借りしてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

その上で、地域の防災、また、災害に対する備えという点で、懸案事項となっておりますこのトンネル放水路整備につきましても、福井県の早瀬川水系河川整備計画に位置づけられている事業でございます。

県においては、トンネル放水路が確実に治水効果を発揮するよう、水理模型実験であったり、地質調査等の検討業務が重ねられているところでございます。

しかしながら、令和元年１２月に河川整備計画に位置づけられてから、トンネル放水路の設計検討に時間を要しており、工事に至っていない状況にございます。

地域住民の皆様の御不安のお声も多く、今、いただいているということも認識をして

おりますし、町としても、現在行われている設計検討に関してしっかりと結果及び具体的な見通しを早急に示していただくように、今、県に対しましても強く求めているところでございます。

町といたしましては、事業促進を図ることをまず第一として、毎年の継続になりますけれども、今年は７月３１日に嶺南振興局長へ重要事項として強く要望させていただきました。また、来る１０月３日には福井県知事に対しまして、重要要望事項として直接要望もさせていただく準備をしております。

先ほど答弁にもありましたけれども、やはり財源の確保、そしてこういった進捗を図っていく、こういった点においては、やはり国のお力もお借りしなければいけないということもありますので、１１月には、県選出の国会議員の先生方、併せて国土交通省、関係機関へも要請活動を行わせていただきたいというふうに考えております。

近年の異常気象のこういった頻発化・激甚化を踏まえまして、いつ災害が起こってもおかしくない、そういった緊張感を持って、早急にこの治水対策が進捗するように、実現するように、必要性をしっかりと関係機関に強く働きかけていくことが私の使命だというふうに感じております。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

渡辺町長の災害に対するそういう思いというのは、非常に危機感を持たれておられて、また、そういう体制づくりをしっかりやらなければならないという、そういう考えもお聞きしましたので、非常にありがたいなと思っております。

ただ、災害というのは本当にいつやってくるか分かりません。

やはり、今日御出席の課長さんはじめ、また職員の皆さんも、やっぱり災害に対する思い、意識づけ、またいろんな意味で御自身で自分たちの役割は何だろうということも、しっかりこういう機会を捉えて取り組んでいただければと思っております。

当然ながら、私自身も議員としてしっかりと、災害対策の一員として頑張っていきたいというふうに思っております。

今後、いろいろな意味で財源が伴う中で、大きなこともたくさんありますが、やはり一個一個、１つずつしっかりと押さえながらですね、できるところからしっかり準備していくというのは非常に大事なことだと思います。

特に、災害に対する対策というのはそういうところから始まるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、こういう防災週間という一つの９月に、ひとつみんなで災害について、地域住民も含めまして、やはりそういう災害についての取組をしっかり考えていただけると、考えていかなければならないというふうに思って、私の質問は以上にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

２番、檜鼻貴博議員。

檜鼻貴博議員の質問時間は、１２時４１分までとします。

○２番（檜鼻貴博議員）

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

檜鼻貴博です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは大きく分けて２点、社会の変化に対応した教育の推進と、若狭町が設置する小学校及び中学校の規模配置適正化の進捗状況について御質問をさせていただきます。

まず初めに、社会の変化に対応した教育の推進について質問いたします。

公立学校情報機器整備事業において、今年度の２学期から１人１台の新タブレットの運用が開始されますが、その新タブレットを活用し、今後、国際理解教育の推進や外国語教育の充実はどのように図っていくのか、具体的な説明を教育委員会に求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

今回の新しいタブレット端末の導入は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、これまでの実践をさらに深める機会であると捉えております。

この新しい情報端末を最大限に活用し、国際理解教育の推進と、外国語教育の充実に取り組んでまいります。

まず、国際理解教育の推進につきましては、１人１台端末の機動性を生かし、世界の社会情勢や文化について、動画やウェブサイト等の多様な情報源から主体的に調べ、まとめ、発表するといった探究的な学習活動などに活用することで、国際社会への関心を高めるとともに、異なる文化や考え方を理解し、尊重する力を養ってまいります。

次に、外国語教育の充実につきましては、デジタル教科書を活用したネーティブな音

声・動画の視聴によるリスニング練習や、音声認識アプリを活用したスピーキング練習など、正確な発音やイントネーションを学ぶことで、児童生徒一人一人の学習状況に応じた語学力の育成を図ってまいります。

これらの取組を通じ、児童生徒が世界とつながり、主体的に学びを深めることができるよう、新しい情報端末の有効活用を推進してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

御答弁をいただき、誠にありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど申し上げられました、Ｇｌｏｂａｌ　ａｎｄ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｇａｔｅｗａｙ　ｆｏｒ　Ａｌｌ、ＧＩＧＡスクール構想において、１人１台のタブレット使用により教員の業務はどれだけの軽減をされたか、具体的な説明を教育委員会に求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末の導入は、子どもたちの学びの質を向上させるだけでなく、教員の働き方改革にもつながる重要な取組であると認識しております。

端末の活用により、これまで多くの時間を要していた業務の効率化が進んでおります。

具体的には、クラウド上での教材共有による資料作成時間の短縮や、デジタルドリル等を活用することで、個々の児童・生徒の学習状況の把握が容易になり、採点業務の一部が自動化されるといった効果もございます。

また、校務支援システムを今年度の４月から導入しており、保護者へのお知らせをデジタルで配信することによる印刷・配付業務の削減、出欠連絡や健康観察のデジタル化による集計作業の効率化などが挙げられ、着実に業務負担の軽減につながっているものと認識しております。

一方で、情報端末の管理や活用研修、情報モラル指導など、ＩＣＴ化に伴う新たな業務が発生していることも事実であります。

教育委員会としましては、今後もＩＣＴ支援員の配置充実に努めるなど、教員がより一層子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、継続的に支援体制を強化し、業務負

担の軽減に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

御答弁いただきありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

若狭町教育大綱はこれまで、学校教育の実践とＩＣＴ化を最適に組み合わせることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進しますと記載があります。

これは、具体的にはどのような個別学習を行っているのか、また、その効果について説明を教育委員会に求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町教育大綱に掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、端末を効果的に活用し、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた、「個別最適な学び」の環境を整備しております。

具体的な個別学習の取組といたしましては、探究的な学習における興味・関心に応じた学習でございます。

児童生徒が自ら問いを立て、その解決に向けて、端末を活用して情報を収集・整理・分析し、自分の考えをまとめて発表する活動を推進しております。

端末を用いることで、書籍や新聞だけでなくウェブサイトや動画、データベースなど多様な情報にアクセスすることができ、児童生徒一人一人の興味・関心に基づいた、より深く主体的な学びを実現しています。

これらの個別学習の効果といたしまして、課題解決のプロセスを通して情報を主体的に取捨選択し活用する情報活用能力や、論理的に思考し、表現する力の育成につながっております。

今後も誰一人取り残されることのないよう、ＩＣＴの活用とこれまでの教育実践を最適に組み合わせ、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出す個別最適な学びを推進してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

社会的変化に対応した教育の推進について、御答弁を賜り誠にありがとうございました。

世界の状況や社会の変化が著しい現代、子どもたちの将来を左右すると言っても過言ではないこの学習について、日本各地ではＩＣＴを活用し、日本の子どもたちと海外の子どもたちをタブレットでつなぎ、スピーキング練習や英語でのプレゼンテーションといった国際交流による実践的な英語学習を行い、英語力を向上させるプラットフォームが存在します。

これは実際に生徒たちの教室と世界のある教室をタブレットでつなぎ、会話をすることで、子どもたちの英語学習のモチベーションが高まり、主体的で対話的、深い学びへとつながると考えております。

また、このようなシステムを導入することにより、教員の負担軽減といったメリットも考えられます。

これからの教育にこのようなプラットフォームを御提案させていただきまして、一つ目の質問を終えさせていただきます。

次に、若狭町が設置する小学校及び中学校の規模配置適正化の進捗状況について質問をいたします。

若狭町は少子高齢化の影響を大きく受け、各学校の統廃合は避けることのできない課題と考えております。地域住民の生活に大きな影響を与えるため、今後、住民の合意形成を図り、統廃合の必要性を理解していただくことが大変重要であると考えております。

以上を踏まえ、今後、どのような方向で、小学校及び中学校の規模配置適正化をどのように進めていくのか、説明を教育委員会に求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

本町には現在、小学校８校、中学校２校、計１０校の小・中学校があります。

この学校数は、周辺など他自治体と人口比率で比較すると多い状況であります。

これは、児童生徒に対し個別指導が行いやすい等の利点もありますが、目まぐるしく変わりゆく社会の中で「未来を拓く力」を培うためには、集団の中で思考力や表現力、判断力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、一定の集団規模が確保されていることが必要であります。

３年前に本町で生まれたお子様は８０人、一昨年は６９人、昨年は６５人と減少の一途をたどる中で、集団での教育環境を維持していくためには適正な学校規模の配置を検討していく必要があります。

本年度、新たな学校規模配置適正化検討委員会を設置し、検討を重ね、若狭町学校規模配置適正化基本計画を見直し、児童生徒にとって、また地域にとって最良の計画となるよう取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

教育長、御答弁いただき誠にありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

規模配置適正化を進めていく中で、「段階的適正化の実施」とありますが、最終的な適正配置の完了時期及び小学校の最終的な適正配置とは、上中地域で１校、三方地域で１校をどのように予定をしているか、教育委員会に説明を求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

現計画の学校規模配置適正化の方向性としまして、小学校につきましては、複式学級が２学級以上あり、今後もその状況が続くと見込まれる場合は、最優先に適正化を図り、今後、学級数が６を下回ると見込まれる場合は、短期・中長期的な視点で継続的に検討をすることとなっております。

また、中学校につきましては、１学年２学級以下の状態が続くと見込まれる場合は継続的に検討を進め、学級数が１学年１学級となり、今後もその状態が続くと見込まれる場合は適正化を進めることとなっております。

最終的な適正配置の時期や配置計画につきましては、今後の出生数の推移や保護者、地域住民への十分な周知、説明といった準備期間などを考慮すると現時点で決定はできませんが、新たな学校規模配置適正化検討委員会において幅広い角度から検討をしていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

御答弁いただき誠にありがとうございます。

それでは少し関連をしますが、最後の質問に移らせていただきます。

若狭町が設置する小学校及び中学校の適正規模・適正配置について、住民の理解や合意形成は必要不可欠です。

今後、適正配置を進めていく上で、どのような形で地域住民に説明や周知を行うのか、教育委員会に説明を求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

学校規模配置の適正化を進めるに当たりましては、保護者や地域住民の皆様への丁寧な説明と情報提供、そして意見聴取が不可欠であると認識しております。

今後、具体的な計画案を作成する段階になりましたら、議員の皆様にも御報告させていただくとともに、町民に広く周知・説明できるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻議員。

○２番（檜鼻貴博議員）

若狭町が設置する小学校及び中学校の規模配置適正化の進捗状況について御答弁をいただき、誠にありがとうございました。

少子化で児童・生徒数が減少する中、若狭町を担う子どもたちの教育は、私たち大人が守っていかなくてはなりません。持続可能な教育環境と教育の質の維持をしながらも、安全性を考慮し、早急に判断をする必要があると考えております。

今後、具体的な計画やビジョンを早急に作成し、地域住民に十分御理解をしていただくためにも、情報を公にしていただき、官民連携し、よりよい教育体制をつくっていけるよう力を合わせていただきたいと考えております。

また、本日答弁をいただき、今後の適正配置に関する状況が大きく変化することが予想されますので、今後、進捗状況に応じて、引き続き質問をさせていただければと考えております。

本日、御答弁をいただきました教育委員会の皆様に感謝を申し上げ、一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで、暫時休憩します。

（午前１１時５８分　休憩）

（午後　０時５８分　再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

１番、中村美穂議員。

中村美穂議員の質問時間は、１３時５９分までとします。

○１番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは、参政党の中村美穂です。

２回目の一般質問となります。

前回は質問も多く、私も、各課の皆様も早口となってしまいました。御協力いただきました皆様に感謝するとともに、時計とにらめっこをさせてしまったことを反省して、今回は質問項目を一つ減らすことにしました。

内容は濃いのでのんびりとはいきませんが、伝える意識を持って質問いたしますので、今回もよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、特定再生資源の屋外保管業について質問いたします。

あまりなじみのない言葉かもしれませんが、金属スクラップなどを再生資源として収集し、有償で売買する目的として屋外に保管する事業、いわゆるヤードと呼ばれる事業者が全国で増加し、若狭町にも事業者が存在しております。

これらは、金属などを扱うことから大きな騒音や振動が発生し、保管物の量が増大することで崩落や火災の懸念もあることから、周辺住民が不安に思う声も多く寄せられます。また、安心・安全な生活環境を脅かす可能性がある事案も他県で複数発生し、国内で様々な問題となっています。

これらを営む場合、廃棄物処理法の有害使用済機器に該当しないものについては規制がないのが今の日本の現状であり、行政の有効な対応が難しいのが実態です。

この問題が取り沙汰されるようになったのは２０１０年頃であり、２０１０年６月に警察が全国一斉に捜査を行いました。当時は外国人３３人を逮捕するに至り、その後、対策が必要だということで、２０１５年４月１日に千葉県でヤードを規制する条例を全国で初めて施行しました。

その後、茨城県、三重県、山梨県、埼玉県、今年１０月には群馬県と続き、千葉市で

は許可制を導入するなど、市町村を含め全国へと広がっていることが分かります。

千葉市の調査によりますと、ヤードは騒音の苦情が多数を占めており、事業者のうちの４割から５割が中国系の事業者であることが分かりました。また、朝日新聞社の報道によれば、千葉県内にあるヤードの３分の１が近隣住民とのトラブルを抱えていることが、当時、明らかとなっています。

国内で問題が複数発生していることから、実態を調査・把握していただき、規制なども検討していただきたいという趣旨で質問をいたします。

まず、現在の特定再生資源屋外保管業の実態と町内の把握状況についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

特定再生資源とは、使用を終了し、金属やプラスチックを含む収集された製品や、人の活動に伴い副次的に得られ、収集された金属またはプラスチックのことを指します。

また、そのような特定再生資源を屋外のヤードで保管する事業を、特定再生資源屋外保管業と言われています。

有償で売買される金属スクラップを屋外ヤードで保管する事業者については、廃棄物処理法の規制対象外となっており、許可や届出の義務はないことから実態を把握することは困難です。

騒音、振動などが問題になり、行政や保健所に住民などから通報・相談があれば対応することとなります。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

やはり、従来の法体系では直接的な規制はされていないため、行政での有効な対応が難しいことが分かりました。

規制がない中で実態の把握というのは、苦情や問題が大きくならない限り難しい、逆に言えば、苦情があれば把握もできる、規制があれば調査もしやすいということだと思います。

ヤードを規制する条例は、千葉市内でヤード事業者が多発し、それぞれの苦情などが

寄せられていたことから、千葉県を中心として条例をつくる動きが活発化して広がっているように見え、あまり関係のない話のように思うかもしれません。

しかし、県内でもトラブルは発生しています。

県内では２０２３年の鯖江市の事例を取り上げます。この事例では当時、福井新聞が取り上げており、知っている方も多いかもしれません。

鯖江市の住宅街の中に「倉庫が建つらしい」という話のあったという敷地にできたのは、金属スクラップヤードでした。ときに騒音レベル、７０デシベル、また住宅とヤードの敷地距離が僅か１．５メートルしかなく、油の匂いも漂ってきて、洗濯物を干すことすらできない状態だったということです。

当時、住民は市に相談をしましたが、ヤードを規制する条例がないことで手を打つことができず、ヤード事業者とも直接接触し、打開策を模索したようですが、事業者の代表の方も中国籍の方で、円滑なコミュニケーションが取れなかったようです。

当時、鯖江市はほかの市町と連携して、これらのヤードを規制する条例の制定を県に働きかけていきたいと語ったようですが、現在、制定には至っておりません。

若狭町でも大きな問題には発展しておらず、顕著化していないようですが、多少なりともトラブルがあったと認識しています。

そこで質問です。

ほかの自治体ではトラブルが多発しており、若狭町も例外ではないと思いますが、若狭町はどのように認識しているでしょうか。また、今後どのように対応するのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

他県におきましては、金属スクラップヤードにおける騒音、振動などが周辺住民とのトラブルになるケースが多発していることを承知しております。また、県内では一昨年に鯖江市、坂井市、あわら市で特定再生資源の屋外保管業などの苦情があったと承知しております。

今後、環境安全課や保健所に通報・相談があった場合、保健所に協力いただき、当該事業者に立ち入り、必要に応じ行政指導を行うことになります。

住民からの通報・相談に丁寧に対応するとともに、保健所とも連携し、生活環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

町内においては通報・相談があった場合に対応するとのことですが、つまり、トラブルが起こらなければ対応できないということだと思います。

ヤード事業者は規制のある場所から、ない場所を求めて流れていきます。輸出や輸送に適しているような国道・県道が通る、交通の便がよく港に近い地域、また、都市計画法の区域外で制限のないようなところや土地の安い地域などは、ヤード事業者にとってもメリットとなり、若狭町は要注意な場所であると言えます。

今後、これらの事業者が増えてくることも予想されますので、予防策的に条例などを先につくっておくことが大事だと思います。

そこで質問です。

住宅から距離を取ることや地域住民への説明義務、他県のように許可制にすることなどで抑止力となります。若狭町でも規制や条例をつくるべきであると考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

昨年１０月から、国において環境対策が不十分な金属スクラップヤード等の規制に向けた検討が進められております。また、福井県においても今後の国の検討状況を注視していくと伺っております。

若狭町におきましても、今後、国や県、周辺市町の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

ヤード規制について、国会でも検討は進めているようですが、これから議論を本格化させることにとどまっており、まだまだ時間を要しそうです。

この間、これらの事業者に対して一切規制が行われないという状況は看過できません。

また、数が増えてから、トラブルが起きてから条例をつくることは、その管理や違反への対応に莫大なコストがかかると思います。

数が少ないうちに予防的に制定することが有効であると考えますので、前向きに御検討をお願いいたします。

次に、外国資本による土地の取得問題と移住への対応についてお伺いいたします。

この夏の参院選で、参政党は「日本人ファースト」を掲げ、多くの国民の皆様の負託を得て、国会での議席を大きく伸ばしました。今回の選挙の争点の一つとなったのは、外国人政策であり、多くの国民が今の日本の状況に危機感を持っていたと感じております。

日本を守りたい、その気持ちは皆様と一緒であるとの思いから、今回、関連した質問をさせていただきたく思います。

外国資本による土地の買収というのは全国で散見されており、水源涵養地や山林、森林、安全保障上の要所など、後を絶ちません。

御存じの方も多いと思いますが、北海道ではここ数年、森林や水源地などが１００ヘクタール単位、東京ドーム約２１個分で買収されるなど、極めて深刻な事態が進行しています。

実際に外国資本が日本国内で買収した森林面積は、林野庁が公表に乗り出した２０１０年から増え続け、２１年までの累計が、調査開始時点と比べて４．２倍の２，３７６ヘクタールに達しており、その波は北海道だけでなく、九州・沖縄などにも広がっています。

日本は１９９４年にＧＡＴＳ（サービス貿易に関する一般協定）により、日本の国土は外国人でも自由に取得できるようになっており、ほとんどの諸外国で条件付きでのみ土地取引ができるという内容で署名している中、日本だけは「無条件で土地が取引できる」という内容で署名をしてしまいました。そのため、約３０年たった今でも、外国人はほぼ無条件で日本の土地を売買することができます。

最近では、倶知安町の無許可開発も話題となり、土地の購入利用に対する管理強化が喫緊の課題であるということが露呈しました。

自然豊かな若狭町も例外ではありません。

私の元へも、ちらほらと「外国の方が土地を購入しようとした」といった声は聞こえており、ここ数年の外国資本による土地売買の動きに不安を感じる町民も多いようです。

町全体としてこの問題に対応していくことが必要であり、注意喚起も含めて、幾つか質問をいたします。

現時点で土地取得が困難な場所や抑止力になっている場所はあるのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

土地の取得が困難と考えられる場所についてでございますが、現在は外国資本による土地取得に制限をかける法律等がないため、そういった場所は町内にもございません。

ただし、農地法が改正され、本年４月１日から農業委員会による農地または採草牧草地の権利移転等の許可については、在留期間が著しく短い外国人や、在留期間自体は長期であっても、その満了の日が権利取得後すぐに到来するような外国人についても把握する必要があるとの考えから、申請様式に国籍等や在留資格などの記載事項が追加されております。

また、森林においては、雨水を蓄え、水質を浄化し、洪水を緩和する水源涵養機能が特に重要とされております。

若狭町では福井県水源涵養地域保全条例において、河内川ダム集水区域など、河川や取水施設の上流に位置する森林、土壌地域が水源涵養地域に指定されており、同地域内の土地を取得する際には知事への届出が必要となりますが、当事者に対しては、水源涵養地域の保全に必要な事項の助言にとどまります。

このほかにも、森林法や都市計画法においては、法律に基づいて土地の活用用途が定められている地域もあることから、設定された活用用途以外の土地活用を前提とした土地の取得に対しては多少なりとも抑止力はあるものと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

やはり、現行の法律では外国資本による土地の取得の制限をかけることができないことが分かりました。

しかし、少なからず抑止力になる場所は若狭町にもあるようです。

では、若狭町で外国籍の方がどれくらい土地を取得しているのか、取得後にどのように活用しているかなど、把握することも必要であると考えますが、把握することは可能でしょうか。もしくは手段はあるのか、お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

外国籍を問わず、一般的に若狭町の土地を購入した際、町では所有権移転登記の翌月に法務局から通知される土地登記済通知書により把握できますし、既に購入済みの所有者の情報は、法務局の登記簿や固定資産税に係る台帳を閲覧等することで確認することもできます。

しかし、購入者情報には国籍は記載されておりませんし、日本法人名義の取得や日本法人経由の取得などになると、購入者が外国籍かどうかの判断は困難になります。

また、国土利用計画法に基づき、一定面積以上の土地取引は売買契約後に届出が必要ですので把握は可能ですが、こちらも一部にとどまります。

なおこれらについては、それぞれの目的がある手続上で得た情報であり、個人情報保護法において、情報の目的外利用や無制限な共有はできないとされておりますので、外国資本の土地を把握することを目的とした情報取得は実際は難しいのが現状です。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

現状は難しいとのことでした。地域住民からの声が頼りであるとも言えますね。

実際に若狭町においては、外国籍の方による土地取得の情報を得るのは、その周辺に住む地域住民の方が早いようでして、集落で阻止したケースや、地域の方が先に購入したケースもあるようです。

しかし最近では、この土地売買の方法が巧妙で、複数の業者を介して購入させる、または転売を繰り返して外国籍の方であるか分からないようにするなど、土地の取得をサポートする業者もいるようです。

そういったサポート業者の把握や、町で対応することは可能なのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

外国籍の方に土地購入をサポートする業者がいることの把握についてでございますが、地域等からの情報提供があった場合は把握できますが、不動産業者などの宅地建物取引

業者の免許権者であります国や都道府県に問い合わせても、免許申請において外国籍の方に対する土地購入のサポート有無についての申請項目等がないため、把握することは困難となっております。

また、考えられる対応として、売主や宅地建物取引業者に対して、外国籍の方の売買を問わず、売買によるトラブル事例等の情報提供などは可能ですが、町が外国資本への売買を禁止するなど強制力を設けるようなことは、法律上難しいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

把握方法は情報提供であり、対応には強制力がなく、トラブルが起きた場合に気をつけてねとお願いするぐらいであると認識いたしました。

では、こういった問題を解決するために、取得状況など、県と連携して取り組んでいくことも必要であると考えますが、現時点での県との情報共有はされているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

土地取得状況については、県とは国土利用計画法等に基づく情報共有は行っておりますが、全体の一部にとどまっているのが現状で、県において土地取引等に関する連携に係る仕組みが整備されれば情報共有は可能になるものと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

実態の把握という意味でも、ぜひ県とも連携してこの問題に取り組んでいただきたいと思いますので、積極的に情報を共有してほしいと願っております。

では、本質的なことを伺いたいと思います。

日本各地で外国資本による土地買収が進む中、国による規制もなく、若狭町でも抑止力になっている場所はあるものの、実際には自由に土地の購入ができる状態にあり規制がない中で、土地の把握、サポート業者への対応は行政でも難しいのが実態です。

しかしながら、このままの状態であれば町民の皆様も不安を感じ、安心な暮らしが脅かされることがあるかもしれません。

そこで質問です。

外国籍の方の土地取得に関して、町独自で条例や規制を検討、また、規制について課題があるのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

外国籍の方の土地取得に関して、条例や規制の制定については、解釈によっては平等権や財産権への抵触などが考えられるとともに、法律で土地取引の有効性が定められている以上、過剰な規制は有効な外国資本の流入を阻害するおそれがあると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

外国資本の土地取得規制に関しては、国の問題でもあり、町の条例の制定は難しいのは重々承知の上での質問でした。

しかし、熊本市が外国資本に水源が買われるのを条例で阻止したように、何か条例を強化したり、転用するなどして土地の購入の抑止力につなげることや、例えば開発の許可や購入の手順を増やすなどでも抑止力にはなると思いますので、町で外国資本による土地買収の抑止力を強化していただきたいと思います。

では、外国資本による土地の購入について、現時点で考えられる町の懸念点や課題、また、今後どのように若狭町の土地を守っていくのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

外国資本にかかわらず、土地の開発的な取得につきましては、景観や重要な水資源地への影響、乱開発や放置不動産への不安、また、地域住民への生活環境への影響などが懸念されるほか、土地価格など不動産市場への影響や災害リスクへの増大などが考えら

れます。

その中におきまして、外国資本による土地取得につきましては、各地においては問題視されている事例の発生もございますので、今後、規制などにつきましては国の動向や関連情報を注視してまいります。

その上で地域の安全や環境への影響などが懸念される場合には、関係機関と連携し必要な対応を取るなど、地域住民の皆様が安心できる暮らしを守ること、ここを第一に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

この問題の状況に関しては、もろもろと抜け穴だらけだと思いますし、規制をする方法はいかようにもあると思っています。

また、そのことに対して莫大な事業予算がかかるという話でもなく、整備するだけでも違うと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、外国籍の方の移住の対応について質問いたします。

国では技能実習制度を廃止し、２０２７年６月までに育成就労制度を施行する予定となっており、日本に住む外国人は増加することが予想されます。

また、福井県では多文化共生推進プランの中で、県内に住む外国人が暮らしやすい環境づくりの実現を目指しており、外国人労働者を５か年計画で増やしていくという目標を掲げ、動き出しています。

つまり、若狭町においても外国人住民は今後どんどん増えていく、これは避けられない状況にあるということです。

今後、ますます外国人が増えていくとして、行政として受け入れる体制は整っているのか、現状を把握し、課題の共有、改善するべきものは改善するべきであるという趣旨で質問をいたします。

まず初めに、現在、若狭町に住む外国籍の方の自治会加入率をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

初めに、外国籍も含めた全世帯の自治会への加入率でございますが、自治会への加入世帯数を町から各集落に調査していないため、加入率は把握しておらず、また、このことから当然に外国籍の方のいる世帯の加入率も把握しておりません。

なお、令和７年９月１日時点で、若狭町には１２８世帯１４２名の外国籍の方が住民登録をされており、このうち、町内企業への国の外国人技能実習制度を利用して来日している技能実習生は非常に多く、社員寮や社宅のある集落に多くの方はお住まいになられております。

技能実習生の場合、数年以内に帰国されますので、自治会への加入は基本的には加入されていないと認識しており、役場や地域等での各種手続などについても、大半が受入先の企業が窓口となって行われております。

一方、日本人の配偶者として住んでおられます外国籍の方も多くおられますが、そういった方の大半は、その家族の一員として自治会に加入されていると認識しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

次に、移住してきた外国籍の方に対して、町や集落ルールなどは説明されているのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次課長）

それでは、御質問にお答えします。

新たに日本に入国される外国籍の方のうち、中長期間日本に在留する資格をお持ちの場合には、入国された日から１４日以内に居住する市町の役場において、在留カードやパスポートなどをお持ちいただき、転入の届出を行う流れとなっております。

各種情報の提供や周知について、当町でのこれらの転入者の方への住所地役場の窓口での対応状況について説明をいたします。

この役場窓口での転入届出の際には、外国籍の方からの若狭町での生活面などや集落での暮らしぶりなどについての問合せなどに応じて、窓口にてそれぞれの内容に対する担当部署を紹介したり、町内の各種資料やパンフレットをお渡ししたりするなどして、説明対応しております。

なお、転入者の町での居住目的は様々であることから、研修目的で入国された場合な

どでは、研修先の事業所ごとにコーディネート役の方などからのオリエンテーションなどであったりなど、様々な手段やいろいろな機関により、居住地での暮らしぶりについての情報提供がなされているものと認識しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

自治会加入率に関しては、外国籍問わず把握していないことは分かりました。

そして、若狭町に移住される外国籍の方は技能実習生が多いということで、基本的には受入れ企業と一緒に行う、企業の担当者から居住地での暮らしを教えてもらっているのではと、企業やその他機関任せにも若干聞こえますが、今、単独で来られている方も少なく、必要性を感じておられないからだと思いますが、町で特別何か行っていることはないということです。

新たな育成就労制度では、日常的な初歩レベルの会話ができる日本語能力試験Ｎ５レベル以上が求められています。

現在の技能実習制度でも、入国前に１６０時間以上の日本語研修が義務づけられていますが、実際のところ研修が形骸化し、ほとんど日本語が話せないまま来日している方が多いのが現状です。作業や暮らしに大きな支障が出るケースもあるようです。

少し外国資本による土地取得問題と関わることでもありますが、首都圏では外国資本による集合住宅の一括購入が進み、例えば池袋周辺では、中国系の飲食店や事業者が密集し、「池袋チャイナタウン」と呼ばれるエリアが形成されています。また、川口市の芝園団地では文化の違いから生活トラブルが頻発し、日本人が転出する現象も報告されています。

今後、国や県が外国籍の方を積極的に受け入れようとしていることに加え、現実として人口減少が進み、様々な職種で人手不足といった問題に直面する以上、若狭町においても外国籍の方が増えることは予想できることであります。

自治会の未加入、日本語の理解力不足やルールなど、町民との接点を持たないまま地域に定着してしまうと、治安や景観の悪化、さらには地域コミュニティの崩壊にもつながりかねません。町民との調和を守る観点から、ガイドラインや条例の整備が必要であると考えます。

そこで質問です。

他県の事例を見ても、文化の違いからトラブルが起こりやすいと考えます。町として

町民との調和をどのように認識しているのでしょうか。また、町民との調和を守る観点から、ガイドラインや条例などの整備の必要性について見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内　正課長）

それでは、御質問にお答えします。

日常の生活におきまして、技能実習生の方は企業の担当者からレクチャーを受けたり、職場や社宅でのコミュニティの場で情報交換をされており、また、配偶者の方は御家族のサポートがございます。

こうしたサポートを受けている外国籍の方は、若狭町では多くいらっしゃいますが、単独で情報もなく、全く知人もいないという状態で転入してこられる外国籍の方はごく僅かでございます。

この知人もいない、情報もない方が転入される場合、転入先の地域では当初、不安を持たれ、一時的にちょっとした地域課題になることもございます。しかし、その後は地域の中に溶け込み、大きな問題に発展はしておりません。

むしろ、若狭町では外国籍の方とのよい交流の輪が広がっている例もございます。

例えば、技能実習生で自治会には加入されていないが、ボランティアとして地域住民と一緒になって草刈りをしていただいたり、また、地域の方々から夏祭りに招待されるなど、地域コミュニティの一員となっている事例もございます。

こうしたことから、現在のところ外国籍の方に対してのガイドラインや条例等の制定は予定しておりません。

これからも、今まで同様に外国籍の方と生活習慣の違いや文化の違い、また、日常の生活の中でお互いに理解し、共存できるまちを継続させていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

現時点においては外国籍の方との関係性はいいものであると認識し、町としてはガイドラインや条例の整備は必要がないということでした。

企業や地域住民の努力があって、今の調和が守られていると私は認識しています。今後はそこをもう少し、町も踏み込んでいくべきであると思います。

移住される外国籍の方も、受け入れる地域も、最初はどう対応するべきか分からず不

安なのです。知らなかった、説明されなかったからトラブルに発展しないように、事前に体制を整えていくことは大切なことではないでしょうか。

１点、再質問させていただきます。

最初の質問の金属スクラップヤードの規制についても、大半が外国資本で土地の取得問題と関わることであると認識して、今の全てに言及いたします。

基本的には実態の調査や把握が難しい中で、ヤードに関しては国や県の動向を見るにとどまるとか、外国資本による土地の取得は止める手だてがない点であるとか、町でのガイドラインや条例の整備は行っていない点であるとか、そういった状況であっても、若狭町は今後も外国資本の土地買収や外国籍の方は増え続けていくわけです。

このような状況の中で、町の体制や対応について十分であると感じているのでしょうか、不十分であると感じているのでしょうか。不十分であると認識しているのならば、現時点で鑑みて、若狭町としてどのような体制強化が必要であると感じているのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、中村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの御質問をお伺いしておりますと、大切な国土を守る危機感というものがひしと伝わってまいりました。

そういった点を考えますと、今の状況、これは若狭町内のみならず、全国各地でいろいろな事案が発生しておりますので、大変私としても危惧をしている状況であります。

全国各地でも外国の法人や個人による土地の購入が活発化しておりまして、波紋を広げております。また、国会においても実態の把握や対策の必要性などについて議論がなされているということで承知をしております。

議員御指摘の北海道倶知安町では、複数の中国系資本が購入した土地にホテルなどを次々に建設し、地価や物価の高騰を招いている。また、宮崎県の都城市では水源地の森林約７００ヘクタールが中国とつながりのある企業に買収され、地元住民からは、農業用水などを従来どおり確保できるのかといった不安の声も広がっているというふうに聞いております。都市部でも、外国人が購入したマンションの一室を違法に貸し出す違法民泊が横行しており、問題となっております。

このようなことから、様々、今、問題化しているわけでございますけれども、現在日本では、外国人の土地取得を制限しておらず、２０２１年に重要土地等調査規制法が成

立して、自衛隊基地や原子力発電所の敷地の周辺１キロメートル以内で、政府に土地や建物の利用状況を調査する権限が与えられている。このことが、特に重要性が高い区域では土地取引の事前届出が義務づけられるということにつながっております。

しかしながら、現行法の規定では外国人による土地取引自体を妨げるわけではなく、現行法が改正されるとしてもＷＴＯの協定締結国との調整などが必要になることから、時間を要するものと懸念されます。

まず、国においては外資による土地購入の全体像をしっかりと早急に調査をしていただき、全国各地で起こっている問題を未然に防止していただくとともに、町としても、ほかの自治体の防止策等を参考にしながら、地域の変化を感じられた住民の方の通報に迅速に対応するですとか、役場内での情報共有、また、関係機関との連携を強化する、このことが重要であるというふうに思っております。

国道沿いや住宅地に、町内でも金属スクラップヤードが建てられる事案も発生しておりますし、このような状況であったり、またトラブルが拡大しないように、私としてもしっかり注視しているところでございます。

しかしながら、併せて町内には多くの外国人の方も居住をされておりますので、同時に技能実習生の方ですとか、インバウンドの観光客の方々も今後増えてまいりますので、そういった方々を排除するのではなく、互いに尊重し合い、助け合いながら共存できる社会を実現していくことも、世界に開かれた若狭町を目指す上で大切なことだというふうに認識をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

少しでも危機感が伝わったのであればよかったなという感じはするのですけれども、よくこういう外国人のこの土地取得に関して、外国資本で観光地が活性化するであるとか、地域が活性化するのではないかと言われたりするのですけれども、実際のところ、北海道のニセコの例を挙げさせていただきますと、外国の方が観光に来られて、外国資本のほうにお金を下ろしていると意味がない。日本の経済にはあまり意味がないことでございます。また、外国人を接客するために外国人を雇うというようなことも起きていますので、日本人の雇用は結局は増えていないと。

そういったところで、次の「第二のニセコ」と言われているところが長野の白馬村といったところにございます。ここはオーバーツーリズムも発生しているのですけれども、

ニセコとの違いが、地元主導の観光開発だということを地元の方が皆さん思っていらっしゃると、地域もそう思っていらっしゃる。その違いがやっぱり違うと思うんです。

町としても、どちら主導であるかで大分変わってくると思うので、地域全体で若狭町の土地は若狭町なんだと、外国資本が来たとしても主導権は若狭町であるというところをまず認識して、受入れ体制をできているのかとか、そういうところを体制として強化していただきたいです。

土地ももちろんそうなのですけれども、外国籍の方に対して、私も別に排除しろとは申し上げておりません。皆さんと協働するために、ただ若狭町が活性化するためにはそういった受入れ体制をしっかりと整えるべきであると私は強く申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

全国的に不登校と呼ばれる、学校に行かない選択肢をする子が増えており、２０２４年１０月の発表によると、２０２３年は過去最大の３４万人余りに上り、１１年連続で増加していると文科省の調査によって分かりました。小学生は１０年前の５倍、中学生では２．２倍増加しているそうです。

そうした中、子どもたちの受入先の一つ、「学びの多様化学校」が注目されたりと、今後、多種多様な学びの選択肢が求められ、子どもたちの居場所づくりの強化が必要となってくることが分かります。

そこでまず、今回は若狭町の現状の把握を含めて、居場所づくりの視点から質問いたします。

現在の若狭町の不登校とされている児童数について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

本町における不登校とされている児童・生徒数は、小学生につきましては、昨年度は５人、本年は４月から７月末の期間ではゼロ人であります。

中学生につきましては、昨年度は１２人、本年は４月から７月末の期間で３０日以上休んでいる生徒は９人で、現時点では昨年度より減少をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

では、「不登校」とされる子の定義を教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

文部科学省によりますと、「不登校」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義されております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

病気や経済的な理由による人数は含まれていない、年間３０日以上欠席した児童、つまり１時間目だけの登校や保健室登校、放課後登校などは出席と認められており、これらの教室に行けない児童は現状、数には含まれていないということです。

しかし、教室に行けない児童がいることは予想ができますし、定義として不登校として出される数以上に、居場所を必要としている子どもたちがいることが分かります。

では、若狭町には現在、フリースクールなどの居場所が幾つありますか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、町内には２か所の居場所がございます。

一つは大鳥羽において、町がＮＰＯ法人若狭美＆Ｂネットに業務委託をしている、町内のおおむね４０歳までの若者が利用できる「若狭町子ども・若者サポートセンター」と、もう一つは、ショッピングセンター「レピア」内において、一般社団法人「みんなの居場所ｗｉｔｈふくい」が独自運営をされている、町内外の若者が利用できる居場所がございます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

現時点で把握しているのは２か所であるとのことでした。

学校に行かない子は理由も様々で、環境も変える、変化がある、好きなことを見つける、そういった理由で自主的に行くようになることもあるようです。無理に学校に行かせる必要はないのですが、子どもたちが安心して過ごせる場所を見つけたり、気持ちを話せる人を見つけるなどのサポートは必要です。

不登校支援というのは教育委員会や町だけで行っていくことに無理が生じてくると思いますし、学校の先生方の不安も増えてしまうと思います。そういった課題を解決するためにも民間のフリースクールなど、より多様な学びの場を活用し、連携していくことが必要であると考えます。

そこで、現在の民間施設との連携状況や今後の支援体制について教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

平成２４年から町の職員が行っておりました「子ども・若者への支援業務」について、平成２９年よりＮＰＯ法人若狭美＆Ｂネットに業務委託を行っております。

また、ＮＰＯ法人若狭美＆Ｂネットにおいては通信制の高等学校とも連携を行っており、不登校だった子どもが高等学校を卒業した実績もあることから、不登校対策としての適応指導教室の運営も委託し、支援員による学習支援を行っております。

引き続き、本町におきましては「若狭町子ども・若者サポートセンター」において不登校児童生徒の居場所の提供を行いながら、子供・若者が抱える悩みについて相談や支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

独自運営している民間の方と、あまり連携は進んでいないのかなとも感じました。

現状、居場所と把握されている場所が２か所であるというのも課題ではあるとは思いますが、民間施設とも積極的に連携を取っていただきたいと思います。

これまでの質問で、子供たちの立場での現状を把握することができました。

続いて、不登校の子を持つ親のサポート状況についてお伺いいたします。

不登校は子供目線で考えてしまうことが多いのですが、親目線で考えてみると、不登校児童は学校へ行かなくなると、１日、家から出ることなく過ごすこともあります。満足に働けないことや、不登校児を抱えているストレスでどんどん疲弊し、貧困へと向かっていくこともあり、親へのサポートも必要であると考えます。

現在、若狭町で親へのサポート体制はできているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

親へのサポート体制につきましては、県では福井県教育研究所「教育相談センター」に専門の相談員を配置し、子どもに関する教育上の諸問題について、あらゆる相談に随時、応じております。

また、町では常駐ではありませんが、町内各学校に配置しておりますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な相談体制も整えております。

さらに、保護者の皆様が孤立することなく情報交換や悩みを共有できる場として、県内で定期的に保護者交流会や学習会が開催されており、同じ悩みを持つ親同士のネットワークづくりもしております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

県で行っているものもあったり、近隣市町にはなりますが親の会であったりと、様々なサポート体制はあるということです。

その効果は、でもしかし、限定的なのかなとは思いました。

そもそも相談しにくいことであったり、情報交換ができる場所を知らなかったりといった課題もあるようです。

子どもたちへの支援と同時に親の支援も強化していただきたく、御検討いただきたく思います。

最後の質問になります。

若狭町は他市町と比べても、子どもたちの居場所となる施設が現時点では少ないように感じます。今後は多種多様な学びの場が必要であり、支援の強化が求められることも多くなってきます。

「学校に行かない」から、「行く学校を選択する」時代がやってくると考えられます。「学びの多様化学校」や「オルタナティブ教育」、「自然学校」などのフリースクールもその一歩だと考えます。

今後、さらに支援の強化が必要となる中、若狭町が考える課題について、御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮　毅教育長）

それでは、御質問にお答えいたします。

不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであるとの認識の下、誰一人取り残さない学びの保障を目指すことが重要であると考えております。

今後の課題といたしましては、第一に、学校復帰のみをゴールとせず、児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学びの場や、安心できる居場所の選択肢を官民連携によりさらに確保していくこと。

第二に、就学前から学齢期、そして社会的自立へとつながる切れ目のない支援体制を構築すること。

そして第三に、不登校への理解を深め、地域全体で子どもたちの多様な学びを温かく見守り、支える環境づくりが必要であると認識しております。

今後とも関係機関と緊密に連携を図りながら、全ての子どもたちが自分らしく健やかに成長できるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村議員。

○１番（中村美穂議員）

ありがとうございます。

若狭町は自然の豊かさや人の温かさ、歴史や文化が残っており、そういった学びの環境は他市町以上にそろっていると感じています。

そういった環境をぜひ生かしていただいて、多様な学びの選択肢を確保していただきたい、また、そういった環境を探している民間団体や、フリースクールなどの設立を考えているけれども場所の確保や予算的な問題で踏み出せない、といった方は多くいらっしゃいます。

廃校になった学校もございますし、空き家を活用してもらうのも一つの手段であると考えます。情報収集を行いながら民間と連携を取りつつ、若狭町なりの多様な学びの場

の選択肢を増やし、居場所づくりを行っていただきたいと願い、今回の私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

３番、速水真由子議員。

速水真由子議員の質問時間は、１４時４９分までとします。

○３番（速水真由子議員）

皆さんこんにちは、速水真由子です。よろしくお願いします。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、町民の皆さんの移動手段の確保について、デマンドタクシーの持続可能な運営について伺います。

今、福井県全体を見回しますと、公共交通の縮小が進み、いわゆる二次交通の確保はどの市町にとっても大きな課題となっています。

福井市や坂井市ではアプリの予約型のオンデマンド交通が整備され、越前市では実証実験が繰り返されています。一方、小浜市やおおい町では観光向けの仕組みも試みられています。

その中で、若狭町のデマンドタクシーは県内でも早くから導入され、ＡＩオンデマンド型を取り入れた先進的なシステムです。

しかし、その性格は観光利用ではなく、あくまで生活交通、福祉的サービスとして運営されています。つまり、二次交通の中でも住民の暮らしを守る方向に特化したシステムです。

だからこそ、町民にとって頼れる仕組みをどのように維持し、どのように改善するのかが改めて問われていると考え、質問させていただきます。

まずは、これまでの成果について伺います。

事業の目的と、住民の皆さんからの評価をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーは交通弱者の移動手段確保等を目的として運行している、予約制・相乗り制のタクシーです。

若狭町では平成２８年に、ドア・ツー・ドアによる玄関から玄関までの乗車を可能と

した公共交通手段として、全ての住民を対象に、当時全国的にも先進的なＡＩオンデマンド型のタクシーとして、「わくわくタクシー」の愛称で運行を開始しました。

令和４年度に実施しました地域公共交通計画策定基礎調査では、認知度は全体の６４％で、高齢者になるほど認知度は高く、６５歳以上の認知度は約８０％となっております。

また、デマンドタクシーを利用したことがあると回答された方の満足度は、「やや不満」・「不満」の回答が全体の１７％となっており、公共交通が必要な方にはおおむね認知されており、大きな不満はなく活用いただけていると認識しております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

デマンドタクシーは平成２８年に導入されて、利用の方の満足度も高く、不満は少ない、制度として一定の評価を得ているということでした。

町の第３期総合戦略内の目標値ですが、年間利用者数が１万１，０００人となっております。ここで、利用実績を確認したいと思います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーの年間利用者数は、事業を開始した平成２８年度が１万１，２２４人であったのに対し、直近の令和６年度は８，０１８人となっております。

第３期若狭町総合戦略の目標値を下回っている要因としましては、コロナ禍による公共交通離れと急速な人口減少もございますが、高齢者の免許保有率が平成２４年は５６．８％であったのに対し、令和４年では６７．３％へと上昇していることなどから、高齢者の交通弱者の減少も一因であると分析しております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

利用者数は減少傾向にあり、この目標の未達には人口構造の変化という要因があると理解いたしました。

ただ、数字が下がっているという現実をどう受け止め、これからの制度運営に反映していくのかが問われます。

次に、住民の皆さんからの具体的な課題や要望について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

利用者からの主な改善要望としましては、デマンドタクシー対象エリア外への運行として、野木地区からは、「隣接する小浜市内の病院や施設に行けないのか」といった御意見や、海山から常神集落にお住まいの方からは、「なぜこのエリアだけデマンドタクシーがないのか」といった御意見を頂戴することがございます。

また、運行時間に対しましては、「土日や祝祭日も運行してほしい」といった御意見や、「夕方に利用したいが１７時で終了してしまうので移動しづらい」といった、現在の７時半から１７時までの運行時間を延長してほしいとの御要望、電話予約は乗車時間の６０分前までとしておりますが、「もう少し短縮してほしい」との御要望、単独乗車の場合、片道５００円としている料金について、その値下げの要望などもございます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

利用者の方の声から見えてくるのは、日常の利便性に直結する課題だと思います。

制度は存在しても、使えない場面があると町民の方の安心にはつながりません。

それでは、利用者登録や町外の方の同乗の扱いについても伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、デマンドタクシーを利用する場合は、町民で利用者登録をいただいた方のみ予約が可能となっております。

ただし、運用上の詳細な取扱いとして、表記はしておりませんが、利用者登録をされた方と一緒に同じ場所から同乗される場合に限り、同乗する未登録の子どもや、介助者の方や町外の親戚、知人等も利用は可能となっております。

町民の方で現時点では利用しないが、将来、利用見込みがある場合には、事前の利用者登録をお願いしたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

とても柔軟に運用されているようなのですが、やはり制度の細部が十分に町民の皆さんに理解されていない部分もあるのではないかと感じています。

このような、情報の伝え方も含めて、今後の課題として整理が必要だと思います。

それでは、今後の需要の見通しについて伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

少子高齢化は進んでいるものの、高齢者数は令和元年では５，０６８人であったのに対し、令和６年では４，８８３人、将来推計においても、令和８年には４，７９６人と減少することが想定されており、既に減少局面に入っていると分析しております。

また、高齢者の免許返納数は、免許返納の意識が定着しつつあることなどから、令和元年には１０２件でしたが、令和６年には６２件と減少傾向にあるとともに、免許所有率が高かった世代が高齢者に移行していることなどから、高齢者の免許所有率は上昇しております。

デマンドタクシー利用者の大半は免許を持っていない高齢者のため、今後、高齢者の利用者数が大きく増えることはないと予測しております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

今後、需要が爆発的には増えないという分析を理解いたしました。

その一方で、必要とする人が確実に使える体制というのをどのように維持するかは、引き続き重要だと思います。

次に、先ほどのお話にもありましたが、免許を返納された方に対する支援との関係について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では免許返納者に対して、デマンドタクシーの割引乗車券を５，０００円分配付しており、運転免許センターまたは敦賀警察署や小浜警察署に運転免許を返納した際に本制度の紹介をしていただいております。

令和６年度の免許返納者６２人に対し、デマンドタクシー割引乗車券利用申請数は３９件、７８９枚の使用があり、過去の状況から見ても、免許返納者の６割から７割がデマンドタクシー利用へ移行していると考えております。

今後におきましても、免許返納における割引乗車券交付時にデマンドタクシーへの移行を促し、利用者の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

６割から７割の方が移行ということで、移行率が高いということがとても成果だと感じましたが、逆に、３割から４割の方が利用につながっていないということも見過ごせません。この層にどう働きかけるかは、交通弱者支援の観点で、今後の課題だと思います。

続いて、サービス向上の可能性について伺います。

住民の方からも声が上がっていた、運行エリアの拡大、また曜日の拡大の可能性はありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

海山から常神集落への運行エリア拡大については、事業者と意見交換し、検討を行った上で、町の地域公共交通会議で協議してまいりたいと考えております。

また、土日祝祭日の運行についてでございますが、現在、交通業界においても深刻な運転手不足となっており、デマンドタクシーの運行をお願いしている事業者においてもドライバーの確保に困難を極めていることなどから、現段階では実現が難しいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

難しいとされていた土日または夕方なのですけれども、やはりこの土日と夕方というのは、需要が依然として存在しております。

現状では難しいにしても、町民の方に、困ったときに頼れるという安心感をどう広げるか、工夫が必要だと感じます。

では次に、ＩＣＴ活用の現状と、今後、利便性向上に向けた取組の予定はありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町のデマンドタクシーは、導入当時は全国でも先進的なＡＩオンデマンド型のシステムを導入するとともに、ウェブでの予約など、可能な限りＩＣＴを活用し事業を実施しております。

利用者登録についても、福井県電子申請システムや若狭町ＬＩＮＥ公式アカウントからの登録が可能となっており、今後、チラシにそれぞれのＱＲコードを配置するなど、利用しやすい環境に改善してまいります。

一方、利便性の高いキャッシュレス決済につきましては、経費の増加や利用者層の現状からは時期尚早と考えており、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

ＩＣＴ活用の進展と、誰もが登録しやすい表記の明確化を期待しております。

この表記についてなのですが、電話とウェブの予約の可能時間に差異があるなど、チラシやホームページなどの周知ツールに改善の余地があると感じています。

住民の皆さんがより理解しやすい表現にされる予定はありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーの利用促進を図るため、チラシ、ホームページ等で情報発信するとともに、広報わかさにおいても定期的に掲載して周知に努めております。

今後におきましても、高齢者等の窓口や各種会合、交通関係事業の機会等を活用するなど、利用者層に適した場面において周知するとともに、予約時間の違いなどにつきましても、親切丁寧な周知を心がけ、改善を図ってまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

よろしくお願いいたします。

では次に、現在の利用料金についてお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーの料金体系につきましては、単独乗車・相乗り乗車ともに３００円で運行を開始しましたが、平成３０年度に行財政改革の一環として、単独乗車の場合は５００円に値上げしております。

また、小学生及び障害者については２００円、未就学児については無料で乗車できることとなっております。

県内の類する公共交通の料金を確認しますと、運行形態やサービス内容に違いがあり料金は様々ですが、総合的には料金体系は大きな差はないものと考えております。

また、運賃による収支率は７．５％で、９２．５％は補助金や一般財源で賄っている状況ですが、交通弱者を主とした公共交通の状況を鑑みますと、妥当な料金であると考えております。

今後も住民の生活を支え、必要な方が必要なときに利用できる公共交通として運行してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

単独だと５００円、相乗りだと３００円で、小学生や障害者の方は２００円、未就学児は無料ということで、妥当との整理、理解いたしました。

ただ、町の財政にも重くのしかかっているということも事実で、持続可能な仕組みをどう構築するのかは避けて通れない問題だと思います。

では、広域連携の可能性についていかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

地方における公共交通の確保は、多くの自治体において課題となっております。

近隣では実証運行中の美浜町のデマンド「チョイソコみはま」、小浜市の「あいあいタクシー」がございますが、運行形態が異なるとともに、本町のドア・ツー・ドアの利便性やコストダウンの効果、また、ＪＲ小浜線や西日本ＪＲバス若江線利用への影響などを考慮しますと、現時点では連携による効率化の検討は難しいものと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

現実的に制約があるということで、理解いたしました。

それでは、嶺南地域全体での公共交通ネットワーク構築への参画についてはいかがですか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和６年度に福井県が主体となり、嶺南６市町とともに、嶺南地域公共交通計画を策定しております。

本計画の各施策を推進するため、福井県地域公共交通活性化協議会に嶺南部会を設置し、地域実情に応じた鉄道政策や公共交通に関する取組等について議論を深めているところでございます。

そのほかにも、小浜線利用促進協議会や小浜線沿線観光活性化会議に参画し、各市町と嶺南公共交通の基軸となるＪＲ小浜線の利用促進策をメインに、二次交通の利便性向上なども検討しているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

嶺南公共交通計画や小浜線の利用促進協議会に参画ということで、嶺南全体を見据え

た公共交通の議論の中でも、若狭町の取組はとても先進的で、誇りをもって示せるものだと考えています。

その先を見据えてなのですが、観光客向けの二次交通としての展開についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

観光客向けの二次交通につきましては、ＪＲ小浜線の利便性向上と併せて、町営バスやゴコイチバス、ＥＶシェアカー、三方駅・上中駅のレンタサイクルを実施しているところでございます。

デマンドタクシーの観光客利用については、民業圧迫などの観点や運行効率、コスト等の課題もございますので、事業者のサービス供給量など、事業者と定期的な意見交換を行いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

本町のデマンドタクシーについては交通弱者の移動手段確保など、住民の生活の質を守ることを目的に運行しております。

町民一人一人の生活を支える仕組みとして、運行エリアの拡大など、住民の皆様方の御意見を大切にしながら、事業者と共に、より使いやすく、より便利な移動手段として運行してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

デマンドタクシーは三方と上中をつなぎまして、生活の質を守る、生活交通としての価値は確かに大きいと認識しておりますが、近隣市町の取組も注視しつつ、時代に合わせてアップデートしていただけるように期待いたします。

このデマンドタクシーは採算ではなく、町民の生活の質を守る仕組みとして長年展開されてきました。制約や課題はあると存じておりますが、それを理由に立ち止まるのではなく、制度の改善を続けて、必要とする町民の方に確実に届く生活交通として発展させていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで、暫時休憩します。

（午後　２時１１分　休憩）

（午後　２時２０分　再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

１４番、北原武道議員。

北原武道議員の質問時間は、１５時２１分までとします。

○１４番（北原武道議員）

今年の夏は気温が高くて、雨が降らなくて、まれに見る渇水でございました。

幸いにして本町では大きな被害が出たとは聞いておりません。しかし将来、さらに厳しい渇水の年は来るかもしれません。そのようなときでも大きな被害が発生することのないよう、今回の渇水とその影響を見詰め直し、災害防止に全力を期しておかなければなりません。

このような観点から質問させていただきます。

まず、生活用水、つまり上水道及び簡易水道に関してお伺いをいたします。

取水できなかった、あるいはそれに近い状態になった、このような事例といいますか、地域はなかったでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

宮田上下水道課長。

○上下水道課長（宮田雅秋課長）

それでは、御質問にお答えします。

まず、上水道の上中地域では、河川表流水から取水する天増川水源と浅井戸から取水する野木水源がございます。

天増川の河川水量は例年より減少しておりましたが、上水道の取水量に影響はありませんでした。また、野木水源におきましても、井戸水位の低下もなく、取水量に影響ありませんでした。

三方地域では、河川表流水から取水する串子川水源の河川水量が減少し、通常１時間当たり１００立米取水していたものが、一時、７０立米まで減少しましたが、深井戸から取水する補給水源である横渡水源の取水量を増やしたことで、給水に影響はありませんでした。

また、同じく河川表流水から取水する食見水源も、河川水量は減少しましたが、取水

量に影響はありませんでした。

ほかにも深井戸から取水する三十三地区の２水源、世久見地区の２水源、海越地区の２水源、小川地区の４水源、神子地区の２水源及び常神地区の２水源、合計１４の水源におきましても、いずれも井戸水位の低下もなく、取水量に影響ありませんでした。

次に、町管理以外の水源である、杉山区簡易水道、向笠区簡易水道、小原区水道、天徳寺区水道及び遊子区の各戸井戸におきましても、取水及び給水に影響があったとの報告は受けておりません。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

取水に困難を来した地域はなかったと、このようなことでございました。

答弁をお聞きしておりまして、渇水で川の水が減っているときでも、地下水は安定して存在しているなということを再認識させられたわけでございます。

ところで、御答弁にあったように、食見地区は集落の川の水を水源にしております。そして、今年の夏は川の水が減っていた、しかし、取水に困難はなかったと、ただいまの御答弁でございました。

ところで、「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」という開発計画がございます。この食見海岸緑地帯に外国人など高所得者の誘客を目的とした高級リゾート施設を誘致するというものであります。

どんな施設ができるのか、現段階では何も分かっておりませんが、現況に比べれば食見地区の水需要は大幅に増えることが予想されます。温水プール付きのホテルとか、こういう話が仮に持ち上がりましたら、これは大量の水が必要でしょうね。

若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト、この計画の中で、給水に関して本町はどのような想定をしているのかお尋ねをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

宮田上下水道課長。

○上下水道課長（宮田雅秋課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトの公募対象地の一つとなっている、食見海岸緑地帯が給水区域となっている食見地区上水道につきましては、令和５年度に浄水処理設備を更新しており、現状の処理能力は日当たり３０立米程度で、配水池の容量は１１４立米となっております。

使用水量につきましては、過去３か年の日平均で１７立米程度、最も多い夏場の８月で２３立米の実績となっております。

以上の状況から、高級リゾート施設の使用水量が日当たり１０立米程度であれば、現施設の能力で給水可能と思われますが、先ほどの御質問でも申し上げましたが、今年度の渇水で原水となる河川水の減少が確認されておりますので、安定供給について危惧する点もございます。

現時点では高級リゾート施設計画につきまして、具体的な施設の規模や必要な給水量について示されておりませんので、今後、応募事業者と協議を進める中で、水道施設の改修、他地区からの送水や給水車による運搬など、状況に応じて給水方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

この川はそれほど水量のある川とは見受けられません。今年以上の渇水になったとき、蛇口をひねっても水が出てこない、このような事態になりかねません。リゾート施設を誘致するこの機会に、食見地区の給水方法を強靭化するのがよろしいのではないかと思うわけでございます。

かんがい用水について伺います。

本町でどのような渇水対策が行われたのか、実態をお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

７月の降水量が県内各地で平年の１０％から２０％にとどまり、若狭町でも用水不足の状況が続きました。

町内の水田におきましても、農地の水不足に対応するべく、土地改良区を中心として生産者の皆様に節水を呼びかけるとともに、区域内に均等に配水するための渇水対策として、給水区域を分割し、特定の区域への給水を順番で行う当番給水や、排水路の排水を用水として再利用するなどの取組が行われました。

議員御質問の、各給水区域での対策の状況につきましては、はす川土地改良区では、はす川の流量が低下し配水に影響があったため、７月１４日から８月３１日まで、給水区域を二つに分けて２日置きに給水する当番給水が行われました。

また、内水面漁協と協議を行い、魚道の流量を調整するとともに、排水路に水中ポンプを設置し、反復利用しながら用水の確保に努めていただきました。

次に、若狭鳥羽土地改良区では、鳥羽川の流量が減少する中、取水量は確保していましたが、一斉に給水が行われた場合の配水不足への対応策として、７月２５日から８月２０日まで、２区域で１日置きの当番給水が行われました。

瓜生土地改良区では北川の流量が減少する中、取水量は確保していましたが、安賀里川の流量が減少し、取水に影響があったため、７月２７日から８月７日まで２区域で１日置きの当番給水が行われました。

三宅土地改良区では北川の流量が減少し、取水量に影響があったため、三宅大井根の給水区域において、８月１日から８月１８日まで、２区域で１日置きの当番給水が行われました。

上中土地改良区では北川の流量が減少し、取水量に影響があったため、パイプラインからの給水が困難となっている末端圃場において、水中ポンプを排水路に設置し反復利用するとともに、渇水状況の進展に備え、施設の井戸にポンプを設置するなどの対策が講じられました。

なお、いずれの給水区域におきましても、土地改良区をはじめ、生産者の皆様の御理解と御協力をいただいたこともあり、渇水による大きな被害は発生しなかったものと感じております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

大部分の地域では当番給水が行われました。それと、局地的にはポンプを用いた小規模な水の反復利用も行われました。この結果、大きな渇水被害は発生しなかった、このような御答弁でございました。

当番給水が功を奏して稲が枯れずに済んだ、こう言えると思います。

ところで、当番給水を実施すると、給水しない日は断水状態になるわけです。

仮に田んぼの水張り以外の用途にかんがい用水が使われていたとすると、断水になると困るというふうに思うのですが、そのようなことはございませんでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

かんがい用水は土地改良法や水利権の許可条件に基づき、農業生産のための用水として利用されることが原則となっておりますので、若狭町においても非かんがい期を除き、農業目的以外での使用はしておりません。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

先ほど、鳥羽川・安賀里川の流量が減少したとのことでありました。

この地域には北川は流れておりません。そこで、水不足に備えて用意されているのが特定かんがい用水であります。

瓜生大井根で取水した北川の水、この水の一部をパイプラインで鳥羽川・安賀里川流域に送る用水であります。北川の水を活用できるようになったのは、河内川ダムが完成し、北川を流れる水の量が安定したからであります。

このように鳥羽川・安賀里川流域には、特定かんがい用水によって北川の水が補給されております。

今年の特定かんがい用水の補給状況をお尋ねします。

出穂開花期、つまり７月１１日から３１日まで、登熟前期、つまり８月１日から３１日まで、これらの期間に関してそれぞれお答えいただきたいと思います。あわせて、過去はどうだったのかということもお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町が把握しています特定かんがい用水の北川からの取水量につきましては、出穂開花期の２０日間で１２万８，４７１立米を取水しており、令和４年度から６年度までの３年間の平均値では、３万５，１５５立米となっております。

登熟前期の３０日間では１８万６２０立米を取水しており、令和４年度から６年度までの３年間の平均値では１２万２，５１１立米となっております。

特定かんがい用水は、鳥羽川・安賀里川水系の補給水として北川から取水していますが、今年度は少雨・高温により関係する河川の流量が低下したことにより、例年より北川からの取水量が増えているのが現状となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

例年より増えているというお答えだったのですけれど、実際には、出穂開花期では過去３年間平均の約３．７倍の水を補給していますということでした。登熟前期では、過去３年平均の約１．５倍ということでした。

このように、今年の夏は大量の水が補給されたというお答えでした。

ところで、このかんがい用水、大量の水を補給したということですが、設定されている最大取水量、これは今年の取水量のさらに５倍程度となっております。必要ならば、まだまだ補給できるわけでございます。

鳥羽川流域、安賀里川流域以外の上中地域は、河内川ダムができる以前から北川の水を利用しておりました。もともと北川の水利権があったわけでございます。

河内川ダムはこの既得の水利権を保障しなければなりません。いや、むしろダムの放水量を調節し、それによって北川の水を安定させる、これが河内川ダムの目的の一つになっております。

したがって、ダム水の放流は常に北川の水位を観測しながら、規則に基づいて行われております。

出穂開花期以降、つまり７月１１日以降、この河内川ダムの貯水率はどうだったかお尋ねをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

河内川ダムの貯水率の状況でございますが、７月１１日時点で７８．５％でございましたが、７月１８日には７３．５％と、１週間で５％減少しています。

また、福井県では７月２５日、嶺南や丹南地区における県管理ダムの貯水量が低下しているとして、初期警戒態勢への移行を発表いたしました。この中で、河内川ダムの貯水率は６６．３％であることが報告をされております。

その後、８月に入ってからの貯水率の状況につきましては、８月１日には６１．９％、８月８日には５７．２％、８月１５日には５４．３％、８月２２日には４９．２％、８月２９日には４６．２％、９月５日には４４．３％と推移をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

当番給水でてんやわんやしていた時期、そして、三宅地区や野木地区では北川からの取水に影響が出ていた時期、つまり８月半ば頃のことです。農林水産課も大変御苦労されていたとお聞きしております。

この頃でも、今、実に貯水率５０％を超えてダムには水があったというわけであります。ほかのダムはもう１０％とかになっておりましたけれど、河内川ダムはまだ５０％を超えて水があったという、今、御報告でした。

私はダムからの放水量を増やし、北川に水を補給すればよかったと、この頃の話です、と思いますけれども、それが行われなかったのはなぜですか。また、町は放水量を増やしてくれと県に要請しなかったのですか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のように、渇水期において下流域のかんがい用水の不足が懸念される中で、ダムからの放流量を増やすべきではないかとの御意見は理解できるところでございますが、今夏は７月下旬以降、貯水率が急速に低下し、平年との比較でも大きく下回る状況が続き、８月下旬には５０％を割り込むまでに減少いたしました。

今後の降水量の増加も期待できない状況下でダムからの放流を増加させれば、貯水率の著しい低下により農繁期後半の需要や生活用水への供給に深刻な影響が生じる可能性がございます。

かんがい用水の供給のための放流につきましては、福井県河内川ダム操作規則に定められた普通かんがい期の水量が確保されるよう、安定的に放流が行われ、瓜生大井根頭首工からは水利権で定められた水量を取水しておりました。

今夏のかんがい用水の不足につきましては、例年より降水量が著しく低下したことにより水需要が大きく増加し、農業用水の供給能力を上回る使用が行われたためと考えており、慣例により給水区域を分けて給水する当番給水や、きめ細かな送水管理を行うなど、出口側の管理・運用により対応を行いました。

渇水時における県営ダムの対応として、緊急放流を行うことについてはダムの操作規則に定められていないため、これまでにも事例はなく、町から緊急放流を依頼することは行っていませんでした。

こうした水利権の制約及び水資源管理上の必要性を総合的に踏まえますと、河内川ダムからの緊急放流は現実的に困難であったと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

ダム水の放流の仕方については規則があるんだ、規則に定められたとおりに放流されていた。かんがい用水の取水の方法についても規則がある。これについても規則に従って行われたのだと。つまり、パイプラインに入ってくる水には限度があるんだということですね。

その中で、入ってくる水の使い方を工夫する、やりくりする。これが渇水対策なんだと、このような御答弁でありました。

いま一度、上中地域の状況について整理してみます。

ちょっと上流から話をしますが、北川の水は減っていたけれども、瓜生大井根からの取水には障害はなかったと。そして、特定かんがい用水によって鳥羽川流域、安賀里川流域には、例年になく大量の北川の水を補給した。それでも、鳥羽地区・瓜生地区では当番給水を実施したということでした。

一方、北川の水量が減少したので、下流のほうですね、三宅地区・野木地区では、北川からの取水に影響が出た。そのため、三宅地区では当番給水を実施した。野木地区では末端の田んぼまで水が届かず、水中ポンプによる水の反復利用を行ったと、このような状況であったわけです。

規則どおりにダムの水を放流し、規則どおりに北川の水を取っていたと。その結果、今のような状況だったということです。そして一方、河内川ダムに蓄えられている水にはまだまだ余裕があったと。５０％程度しか使っていなかったということです。

冒頭に申しました、今年の渇水とその影響をリアルに分析し、今後の災害防止に生かさなければなりません。

今年の渇水は、耕作者が水をやりくりすることによって、何とか大きな被害を出さずに済みました。よかったよかったで済ませているわけにはいきません。もっと厳しい渇水の年はあるかもしれません。

水のやりくりの仕方だけでなく、ダム水の放流の仕方、北川からの取水の仕方を含め、かんがいシステム全体を見直しておく必要があるのではないかと思います。

パイプラインに不都合があるのなら、改善を図らなければなりません。

ダム水の放流に関する規則、北川からの取水に関する規則、これらがネックになっているのなら、その規則そのものを改定しなければなりません。

耕作者や土地改良区、さらに河内川ダムの管理者である福井県、このような関係者・

関係機関とも情報を共有し、相談し、災害防止対策を万全にしていただきたい。このように要望しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

一般質問が終わりました。

お諮りします。

議案審査のため、明日９日から１８日までの１０日間休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。

よって、明日９日から１８日までの１０日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後　２時５１分　散会）